

都市づくりの目標や将来のイメージを共有しよう

都市づくりの目標

第2章では、池田市における都市づくりの目標や、将来のまちや活動のイメージについて設定します。

1 都市づくりの目標

「第7次池田市総合計画」で掲げる将来像や、都市づくりの課題など、本市を取り巻く都市づくりの状況の変化を踏まえ以下のとおり、都市づくりの目標を定めます。

▶(1) まちや暮らしの質を高め、便利で快適に暮らせるまち



● “生活圏”（暮らしの範囲）の考え方を導入し、生活圏の段階に応じてバランス良く拠点を配置するなどそれぞれの機能を強化し、利便性が高く人に優しいまちをめざします。

● 公共交通のネットワークを軸として各拠点を結び、都市全体としてネットワークされたコンパクトな都市構造をめざします。
● その上で、都市核である駅前や商店街などの地域拠点を中心に、拠点機能の質的強化（歩いて楽しい・歩きたくなる拠点化、市民の来訪頻度向上）を官民連携で進め、訪れたい魅力づくりや回遊性の向上、にぎわいや交流の創出を通じた、歩いて楽しい「ウォークアブル」なまちをめざします。

▶(2) 世代を超えて住み継がれるまち



● 子育て層が魅力を感じ「住みたい」と思えるように都市空間を充実するため、子育て施策と連携しながら子どもの育ちに関する機能や環境の創出や充実に取り組み、次世代に選ばれる魅力的な子育て環境づくりをめざします。
● 成長した子どもや親世代、高齢者などの多様な住空間のニーズに応えながら、現在の良好な住環境を引き続き維持し、多世代が快適に住み続けられるまちをめざします。

▶(3) 豊かな緑・景観や環境を将来世代も享受できるまち



● 五月山・猪名川に代表される自然豊かなイメージを伸ばしつつ、市街地においてそのポテンシャルをいかした景観や防災の都市づくりを進めるべく、緑の保全・創出や河川の保全・活用などに取組み、緑から新たな価値を創造する都市環境づくりをめざします。

● 池田の個性でもある良好な自然景観・田園景観・住宅地景観や、まちなかの豊かな歴史・文化の蓄積などをいかし、まちへの愛着や誇りが感じられる景観づくりをめざします。
● 気候変動への対応や地球温暖化対策に向け、再生可能エネルギーの導入やエネルギー効率の良いまちづくりを推進する等、本市の価値向上に資する脱炭素都市づくりをめざします。
● 生物の生息・生育地となる緑地の保全や創出に取り組みながら、環境施策とも連携し、生物多様性の保全の具体化により、将来に渡って持続可能な都市環境づくりをめざします。

▶(4) 安全・安心に暮らせる・働けるまち



● 地震に加え、気候変動などによる水害の激甚化やリスクが懸念される中、常日頃からしっかりとした備えを行い、想定に応じた災害対策を講じながら、災害時の安全・安心を確保するまちをめざします。

● 先進技術等を活用しつつ、都市のマネジメントの視点を取り入れながら、都市施設の維持・管理や長寿命化を計画的・効率的に実施するとともに、適切な土地利用を促進し、誰もが快適に暮らし、安心して働ける環境づくりをめざします。
● 住宅と工場が密に混在している地区においては、住工の調和に向けた誘導を進めつつ、大阪中央環状線沿道や大阪国際空港周辺の交通の要衝としての利点をいかした産業集積や操業環境の維持改善等により、地域産業の振興をめざします。

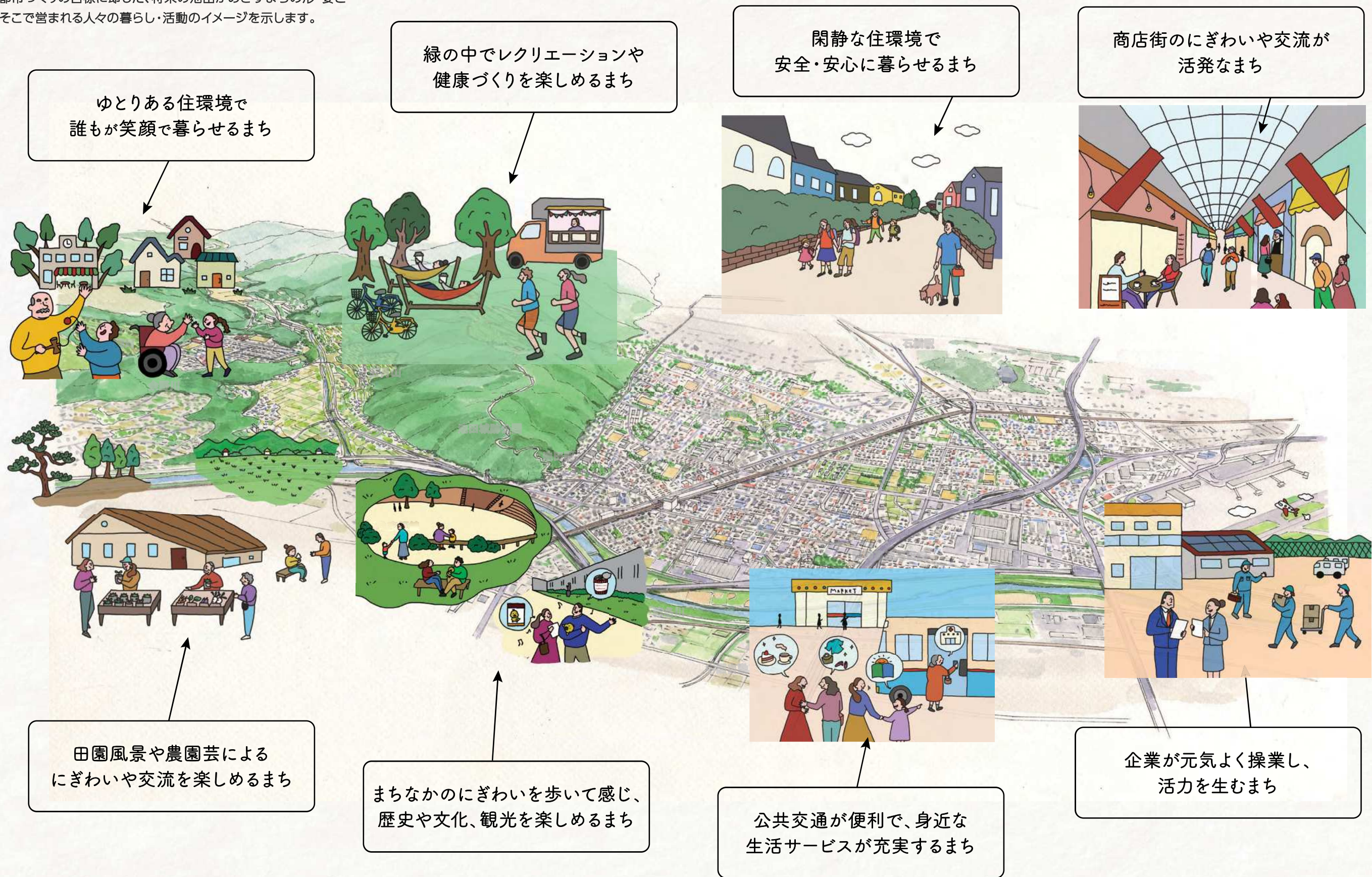
▶(5) 地域の個性や人をいかすまち



● 地域によって異なるまちの状況や身近な資源、活動、特性などを踏まえ、その個性を最大限いかしたまちづくりをめざします。
● 地域分権の大切な理念である「自分たちのまちは自分たちでつくりたい」の考え方のもと、市民や事業者のまちづくりへの積極的な関わりを促し、いきいきと活躍する人をいかすまちをめざします。

2 将来のまちや活動のイメージ

都市づくりの目標に即した、将来の池田がめざすまちの形・姿とそこで営まれる人々の暮らし・活動のイメージを示します。



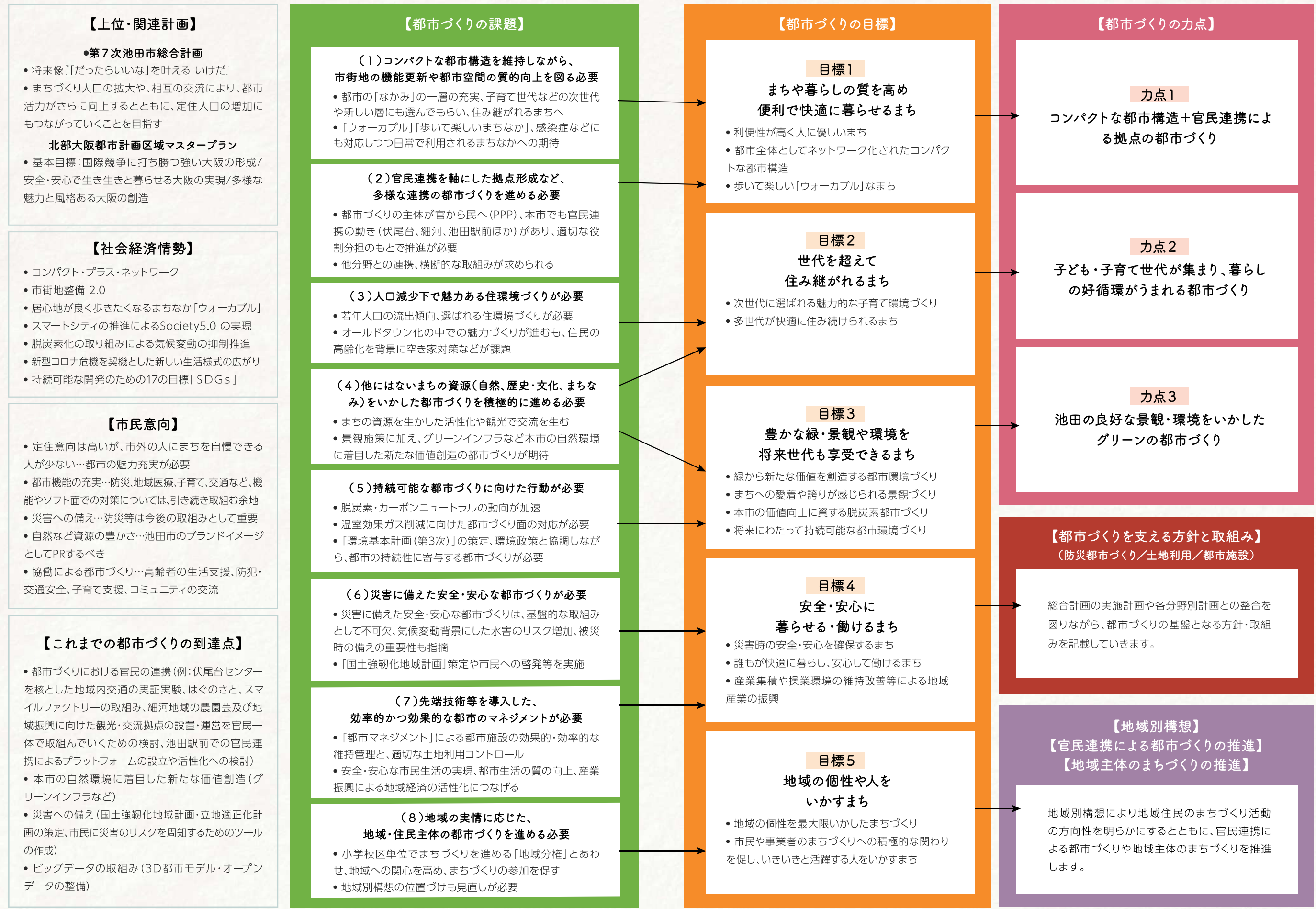


図15 都市計画マスタープランの全体概要



この10年間で特に力を入れるべきポイントを知ろう

都市づくりの 力点

第3章では都市づくりの力点として特に力を入れるべき都市づくりの施策を分野横断的に示し、都市づくりの目標の実現に向けて、とりわけ本計画の計画期間である10年間で注力していくべき取組みとして、都市づくりの力点を設定します。

▶都市づくりの力点の設定の考え方

都市づくりの力点は、以下の視点から整理を行いました。

- ①上位・関連計画の位置づけ
第7次池田市総合計画や北部大阪都市計画区域マスタープランほかの内容
- ②社会経済情勢
都市づくりをめぐる社会経済動向の変化、キーワードなど
- ③市民意向
市民アンケート調査などから導かれる市民のまちづくりへの意識
- ④これまでの都市づくりの到達点
前計画の取組みを振り返り、できたこと・できなかったことを確認

▶都市づくりの力点の構成

都市づくりの力点は以下の2点を踏まえて構成します。

- ①上位・関連計画や、都市づくりを取り巻く潮流、前マスタープランの取組み状況を整理の上、市民意向なども参考にし、本市における現状の認識(現状と課題)
- ②都市づくりの力点に即してどのようなまちづくりを進めていくのかという方向性と、何をしていくのかという方針を示し、さらにそれを都市計画、あるいは関連施策との連携により具体化するための取組み(施策)

都市づくりの力点

今後の都市づくりにおいて、特に総合的な取組みが求められる課題を「都市づくりの力点」として定め、積極的かつ重点的な施策展開を図ります。

力点1 コンパクトな都市構造+官民連携による拠点の都市づくり

上位計画である「第7次総合計画」を踏まえて、都市空間面の将来像、とりわけ都市の形・姿である「都市構造」を具体化する必要があります。

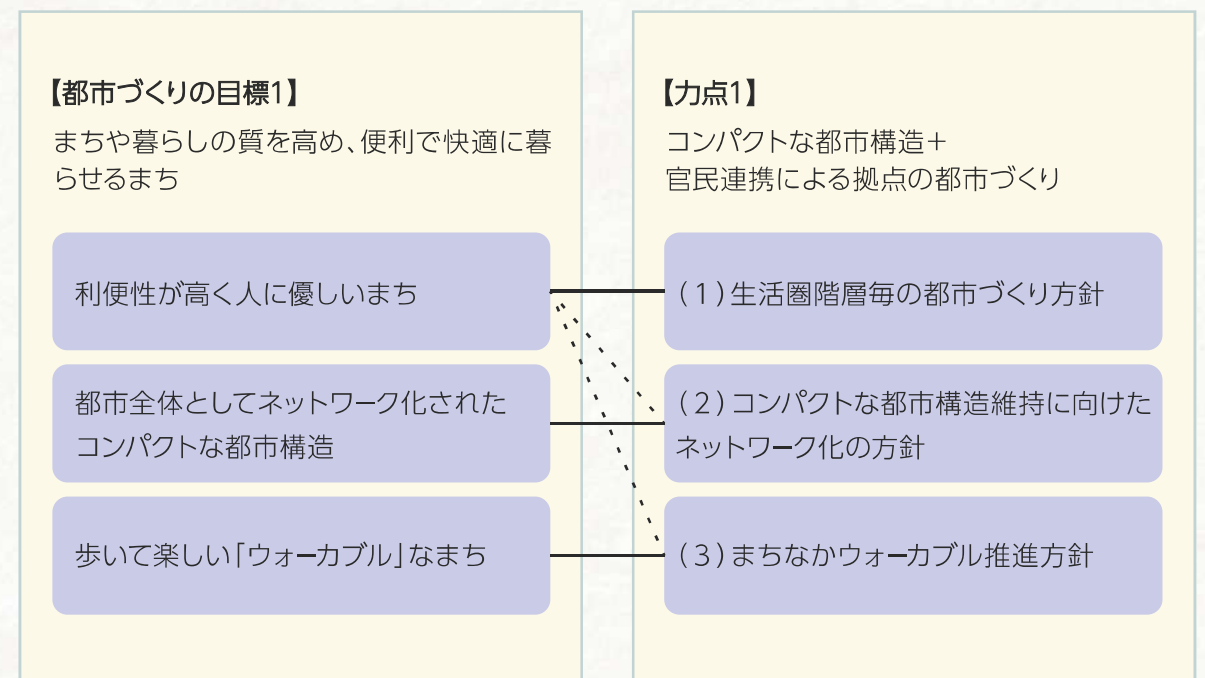
課題で挙げた通り、本市としては「都市構造」としては既にコンパクトであり、その「かたち」を維持するとともに、「居心地が良く歩きたくなるまちなか(ウォーカブル)」、新型コロナウイルス

感染症にも対応しつつ日常で利用されるまちなかへの期待など新たな都市づくりの潮流も組み込みながら、都市の「なかみ」の一層の充実を図っていくことが求められます。

加えて、その推進には官民連携が重要となっており、すでに池田駅前や伏尾台、細河などを中心に具体的な動きが進みつつあります。

そこで、「生活圏」(暮らしの範囲)の考え方を導入したコンパクトな都市構造の形成に加え、官民連携によるウォーカブルの推進等により、そ

の拠点の機能更新、質的向上を推進する方向性を力点1として設定します。



▶ (1) 生活圏階層毎の都市づくり方針

コンパクト+ネットワークの都市構造

- “生活圏”（暮らしの範囲）の考え方を導入し、生活圏の段階に応じてバランス良く拠点を配置するなどそれぞれの機能を強化します。
- 公共交通のネットワークを軸として各拠点を結び、都市全体としてネットワーク化されたコンパクトな都市構造をめざします。

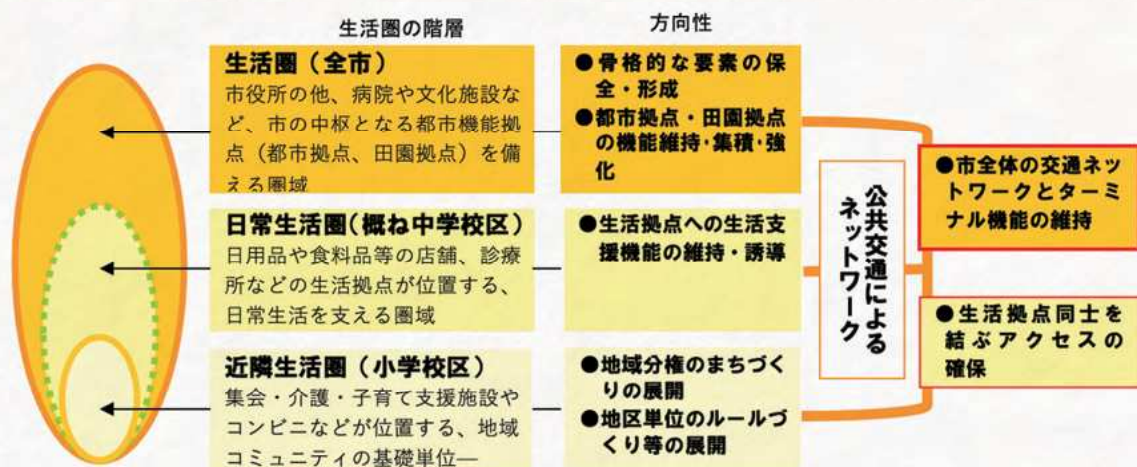


図16 生活圏の考え方

生活圏(全市)

- ① 計画的な土地利用の誘導と骨格を形成する自然環境の保全
 - 本市の骨格を形成する北摂山系(五月山)・猪名川・余野川等の自然環境を保全します。
 - 北部の市街化調整区域においては、無秩序な開発を抑制し、田園風景を保全するとともに、そのポテンシャルを最大限に引き出し、歴史的背景を有する植木産業、農業、自然をいかした地域振興を推進します。



北部の田園環境



五月山と猪名川

<具体的な取り組み>

- 近郊緑地保全区域、風致地区、五月山景観保全条例の景観保全地区等による北摂山系の緑の保全
- 猪名川、余野川、箕面川、石澄川、江原川など河川の自然環境の保全
- 無秩序な開発の抑制と田園環境の保全
- 「池田市市街化調整区域まちづくり基本方針」に基づく土地利用の誘導や、官民連携による地域振興に資する拠点施設の整備促進

② 都市拠点・田園拠点の特性をいかした機能の維持・集積・強化

- 本市の都市拠点として池田駅周辺、石橋阪大前駅周辺、農園芸を中心とした田園拠点として細河周辺を設定し、それぞれの拠点の特性をいかした機能の維持・集積・強化に努めます。

ア 池田駅周辺(都市拠点)

- 池田市らしさを表す五月山や、カップヌードルミュージアム 大阪池田、池田城跡公園、逸翁美術館、池田文庫、小林一三記念館、落語みゅーじあむ等の歴史や文化・観光資源をいかし、身近な日常を楽しむ、にぎわいと交流が生まれる都市拠点の形成をめざします。

---- 駅前における日常の暮らしや交流、にぎわいを支える商業・業務・サービス等の都市機能を維持するとともに、再開発ビルや商店街等の既存施設における機能更新やリノベーションを誘導します。

---- 既存の駅前空間(池田駅前てらてる広場、せせらぎモール等)や商店街をいかし、歩行者が主体となるまちなかの歩いて楽しい回遊・滞在空間の形成を図ります。

---- さくら通りと本町通りが交差する場所を「ストリートハブ」として位置づけ、コミュニティセンター跡地や栄本町ポケットパークの一体的な活用を検討します。

---- 駅前広場を交通結節点として、バス乗り場の集約化や車両動線の整理、バリアフリー化などに取り組み、広場の整備改善を図ります。また、駐輪場の確保やシェアサイクルの活用等により、適正な自転車利用を誘導します。

---- 大阪池田ゲストインフォメーションや池田市観光案内所を基点に駅からまちなかへの回遊性を高める各種事業を推進するとともに、駅周辺の地域資源をいかした歴史・文化、にぎわいを感じられる特徴あるまちなみの整備・誘導を進めます。

---- 駅周辺に様々な公共施設、生活利便施設がコンパクトに集積している特性をいかして、多様な都市機能や生活利便性を享受できる「まちなか居住」を促すため、駅周辺における適正な高度利用を進めます。

シェアサイクル

シェアサイクルとは、相互利用可能な複数のサイクルポートが設置された、面的な都市交通に供されるシステムのこと(国土交通省都市局による地方公共団体に対する調査における定義)。



池田駅前(せせらぎモール)



池田城跡公園

<具体的な取組み>

- 立地適正化計画等に基づく都市機能の誘導・更新の促進
- せせらぎモールの再整備等、次期都市再生整備計画事業の実施
- 駅前広場の整備改善、駅前での適切な自転車利用誘導策の検討
- 大阪池田ゲストインフォメーションや池田市観光案内所の運用など、観光・商業振興と連携した来街・回遊の促進やプロモーション

イ 石橋阪大前駅周辺(都市拠点)

- 昔ながらの商店街の雰囲気や大阪大学の立地をいかした、池田市を代表する玄関口の一つとして住民や学生が多数行き交う交流とにぎわいの都市拠点の形成をめざします。

---- 石橋阪大前駅周辺の商業機能を維持・充実するとともに、能勢街道沿いの趣ある商店街のまちなみを維持・継承します。

---- サンロードにおいて、催し等での道路空間の有効活用を図るとともに、歩行者優先の歩きやすい空間としての方策を検討します

---- 石橋阪大前駅周辺は建物が密集し道路の幅員も狭く防災上の課題を抱えていることから、個別建て替えの誘導や狭あい道路の解消などによる防災力の強化を図ります。

---- 石橋阪大前駅周辺を中心とした歩道のバリアフリー化や、駅とバスの乗降場間の歩行者通行の円滑化に向けた放置自転車対策や周辺の駐輪場への誘導などにより、駅へのアクセス性の向上に取り組めます。

---- 子育て世代ほか多世代が集い憩う場所として、地域とともにツナガリエ石橋の有効活用の検討や、石橋駅前公園や石橋玉坂公園の有効活用やリニューアルを図るとともに、未開設の都市計画公園の整備に向けた検討を進めます。

池田市市街化調整区域まちづくり基本方針(p48)

本市の市街化調整区域のあり方や今後の土地利用の方向性等を示し、市街化調整区域内の自然環境、既存集落の生活環境や景観、地場産業等を保全していくため、「池田市都市計画マスタープラン」の市街化調整区域編として策定したものが、「池田市市街化調整区域まちづくり基本方針」です。



石橋阪大前駅西口



サンロード

<具体的な取組み>

- 立地適正化計画等に基づく都市機能の誘導・更新の促進
- 官民連携による推進体制の確立とにぎわい・交流等の事業の推進
- 駅周辺の都市公園の有効活用や整備促進の検討
- サンロードの再整備等、次期都市再生整備計画事業の実施
- 商店街・大学との連携など、観光・商業振興と連携した来街・回遊の促進やプロモーション

ウ 細河園芸センター周辺(田園拠点)

- 細河園芸センター周辺において、「池田市市街化調整区域まちづくり基本方針」に基づき、市街化調整区域としての土地利用・市街地環境を維持しつつ、そのポテンシャルをいかし、歴史的背景を有する植木産業、農業、自然をいかした地域振興を図る田園拠点として、農園芸を軸とした地域拠点づくりを推進します。

---- 農園芸を軸とした施設、生活利便施設等の立地を誘導するなど、地域内外の人々が集い、交流できる空間づくりを推進するとともに、地域のイメージ、ブランド価値向上に向けた取り組み、情報発信等を行い、細河地域全体の交流人口、関係人口、活動人口の増加を図り、地域に活力をもたらす拠点として、官民連携による事業を推進します。

---- 具体の誘導に際しては、市街化調整区域であることから「池田市市街化調整区域における地区計画のガイドライン」に基づいた上で、地区計画を活用することとします。

---- 都市部に近い里地里山として進められている多様な地域の取組みと連携しながら、良好な田園景観をいかして地域住民と地域外からの住民との交流を促す、にぎわいと交流のまちづくりを進めます。

---- 久安寺等の細河地域の歴史文化遺産の保全に努めながら、地域内外の人々が気軽に歴史文化遺産に触れられる癒し空間づくりを推進するとともに、自然や植木産業をPRし、都市拠点と連携しながら地域の特性をいかした観光振興を図ります。

---- 旧細河小学校用地を活用した市民の防災力の向上、拠点整備をめざします

<具体的な取組み>

- 官民連携による地域振興に資する拠点施設の整備促進
- 農園芸振興に向けたビジョンの策定
- 官民連携による地域拠点施設整備に向けた事業者の組成
- 周辺自治体等との地域間連携の強化
- 資材置場や駐車場等に対する適正な土地利用の規制・誘導
- 「池田市市街化調整区域における地区計画ガイドライン」に基づいた地区計画の活用



伏尾台センター



呉羽の里 (中央線沿道)

日常生活圏 (概ね中学校区)

③生活拠点への生活支援機能の維持・誘導

- 日用品や食料品等の店舗、診療所などの生活拠点が位置する、日常生活を支える圏域として、概ね中学校区の範囲を基本とし、校区の特性に応じた生活機能や交通結節機能が集積した生活拠点を設定し、機能の維持・誘導を進めます。
- 機能の維持・誘導にあたっては、必要に応じて地区計画などの手法を活用するとともに、官民連携による取組みや、地域が主体となった取組み(例:空き店舗・施設の活用など)の支援を行います。

ア 伏尾台生活サービス拠点

- 伏尾台地域の住宅地の生活を支え、利便性を確保する拠点として、日常の商業・サービス機能等の確保と、暮らしの魅力を高める商店や、高齢者の増加に対応したサポート機能等の充実を進めます。
- 旧伏尾台小学校と旧池田北高等学校用地の有効活用について、はぐのさとプロジェクトなどによる地域の新たな交流の場として活用しながら、閑静な住宅環境を保全しつつ、地域住民や大阪府と協議するとともに、必要に応じ、用途地域の見直し等も検討していきます。

イ 呉羽の里生活サービス拠点

- 周辺の住宅地の生活を支える拠点として、日常の商業・サービス機能等を確保するとともに、暮らしの魅力を高める商店等の機能を維持します。また、高齢者の増加に備えたサポート機能等の充実も官民連携で進めます。

MaaS(マース)

Mobility as a Serviceの略語。地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるものです。

<具体的な取組み>

- オールドニュータウン再生に向けた官民連携の事業支援
- 旧伏尾台小学校と旧池田北高等学校用地の有効活用の検討
- 地区計画などを活用した適切な土地利用の誘導
- 生活拠点近傍における歩道等の改修、バリアフリー化の促進(交通安全対策)
- 官民連携による事業や、地域による取組みへの支援

近隣生活圏 (小学校区)

④地域コミュニティを基本とした地域分権・地域ビジョンのまちづくり

- 小学校区は、集会施設や在宅介護施設・子育て支援施設やコンビニなどが位置する地域コミュニティの基礎単位であり、地域コミュニティ推進協議会による地域課題の解決といった地域分権の取組みを引き続き推進します。
- また、本市では、地域の現状を踏まえつつ持続可能なまちづくりや新たな地域活力の創造を図ることを目的に、地域と市が協働してまちづくりに取り組むための計画として、小学校区ごとの「地域ビジョン」が策定されており、地域ビジョンに基づく各種施策の推進に努めていきます。

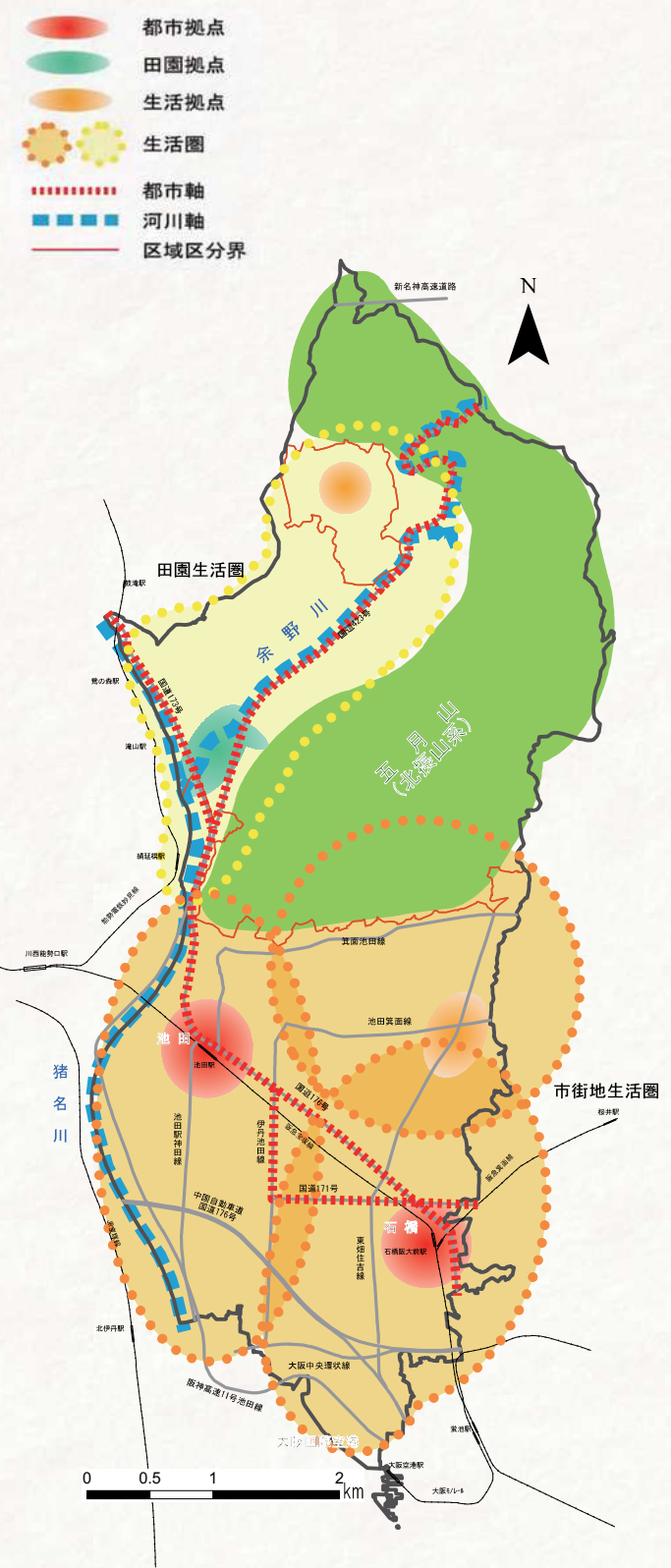
<具体的な取組み>

- 地域分権による取組みの推進
- 地域ビジョンに基づく各種施策の推進

地域コミュニティ推進協議会

「自分たちのまちは自分たちでつくりたい」を合言葉に、市民と市との協働でまちづくりを進めていこうとする地域分権制度において、市立小学校及び義務教育学校の通学区ごとに設立された、その地域内において実施する必要がある事業を市に提案することができる団体のことです。

- 【生活圏（全市）】**
- <五月山（北摂山系）>**
 - 本市のシンボルとして、緑の保全を図る
 - 市街地からの眺望を確保
 - <猪名川・余野川>**
 - 自然を感じる貴重なオープンスペースとして保全
 - 「かわまちづくり」を検討
 - <池田駅周辺（都市拠点）>**
 - 池田市らしさを表す五月山や、歴史・文化・観光資源などをいかし、身近な日常を楽しむ、にぎわいと交流が生まれる都市拠点の形成
 - 再開発ビルや商店街等の既存施設における機能更新やリノベーションを誘導
 - 回遊・滞在空間の形成と、道路・広場等の公共空間の利活用と一体となったリニューアル
 - 歴史や文化に触れられる回遊性の高い交流とにぎわいの都市拠点の形成
 - 商業振興などの取組みとの連携
 - <石橋阪大前駅周辺（都市拠点）>**
 - 昔ながらの商店街の雰囲気や大学の立地をいかした交流とにぎわいの都市拠点の形成
 - 個別建て替えの誘導、狭あい道路の解消による防災性強化の重点化
 - 駅周辺を中心としたバリアフリー化や、歩行者通行の円滑化等、アクセスの向上
 - 歩行者優先の歩きやすい空間としての方策を検討
 - 地域交流等ができる拠点施設の活用と、駅周辺の修景整備
 - <細河園芸センター周辺（田園拠点）>**
 - 市街化調整区域としての土地利用を維持しつつポテンシャルをいかし、歴史的背景を有する植木産業、農業、自然をいかした地域振興を図る拠点形成
 - 細河地域全体の交流人口、関係人口、活動人口の増加を図り、地域に活力をもたらす拠点として、官民連携による事業を推進
 - バスを中心とした公共交通ネットワークの維持
 - 小学校跡地を活用した防災力向上、拠点整備
- 【日常生活圏（概ね中学校区）】**
- <伏尾台生活サービス拠点>**
 - 伏尾台の住宅地の生活を支え、利便性を確保する拠点として、日常の商業・サービス機能等の確保と、暮らしの魅力を高める商店等の誘導
 - 高齢者の増加に備えたサポート機能等の充実
 - バスを中心とした公共交通ネットワークの維持
 - 小学校・高校跡地の有効活用
 - <呉羽の里生活サービス拠点>**
 - 周辺住宅地の生活を支える拠点として、日常の商業・サービス機能等の確保と、暮らしの魅力を高める商店等の機能維持
 - 高齢者の増加に備えたサポート機能等の充実
 - バスを中心とした公共交通ネットワークの維持
 - 歩道等のバリアフリー化



▶ (2) コンパクトな都市構造維持に向けたネットワーク化の方針

①市全体の交通ネットワークの維持

- 「池田市地域公共交通計画」に基づき、バスを中心とした公共交通による市域全体の交通ネットワークと、周辺から本市へアクセスする広域の交通を担う池田・石橋阪大前の都市拠点のターミナル機能を維持します。
- 都市拠点と田園拠点、生活拠点、あるいは拠

点同士を結び、バスなどの公共交通を軸とした交通ネットワークを維持し、拠点周辺の地域の利便性を確保します。

- 「池田市バリアフリーマスタープラン」に基づき、池田駅周辺、石橋阪大前駅周辺においては引き続きバリアフリー化を進めます。

- <具体的な取組み>**
- 鉄道・バスを中心とした公共交通ネットワークの維持
 - 「池田市バリアフリーマスタープラン」に基づくバリアフリー化整備と、道路管理者・交通事業者への働きかけ
 - 「池田市地域公共交通計画」に基づきコミュニティバス、デマンド型交通などの導入検討

②都市軸の交流・連携の促進

- 阪急池田駅と石橋阪大前駅の都市拠点を結び国道176号と、南北に走る国道423号・173号、さらに府道伊丹池田線等を都市軸として、交流・連携を促進します。
- 細河地域については、新名神高速道路「箕面とどろみIC」、「川西IC」が供用開始されたことによる開発圧力の高まり、園芸農業従事者の高齢化や担い手不足等による耕作放棄地や農地転用の増加が進みつつあることから、「池田市

市街化調整区域まちづくり基本方針」に基づき植木園芸産業の振興に努め、自然環境・景観や農業との調和を図りながら、国道423号・173号の沿道については、幹線道路沿いの立地をいかした地域の活性化を目的とした土地利用を誘導することにより、本市北部の「都市軸の交流・連携」の中心となるよう、取組んでいきます。

- <具体的な取組み>**
- 国道沿道の用途地域の見直し検討
 - 地区計画などの活用による幹線道路沿道の立地をいかした土地利用の誘導
 - 市街化調整区域における地域の活性化に資する産業立地（工場、道の駅、地元農産物の直売所）規制の緩和の検討

③生活拠点周辺の交通環境の改善

- 生活拠点近傍については、「池田市バリアフリーマスタープラン」に基づき、歩道の改修、バ

リアフリー化、自転車利用環境整備などを図り、拠点へのアクセスの向上に努めます。

池田市バリアフリーマスタープラン(p52)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が平成30(2018)年5月に改正され、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化の一つとして、市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度が創設されたことを受け、池田市におけるバリアフリーのまちづくりに向けた方針を示すために策定したものを。

- 現在、導入を進めているモビリティ・マネジメントを継続し、効果等を検証しながら多様な交通手段の確保と利用増進を進めます。

<具体的な取組み>

- レンタサイクル、カーシェアリングの利用促進、自転車利用環境整備や交通事業者間の連携
- 池田市バリアフリーマスタープランに基づくバリアフリー化整備と、道路管理者・交通事業者への働きかけ
- コミュニティバス、デマンド型交通などの導入検討

▶(3) まちなかウォーカブル推進方針

- 今後の都市のあり方として、まちなかを車中心から人中心の空間へと転換することで人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変するウォーカブルなまちづくりの取組みが全国で進められています。
- ウォーカブルなまちづくりは、多様な人々の出会い・交流の場を生み出し、イノベーションの創出や豊かな生活空間を実現させるだけでなく、地域消費や投資の拡大、観光客の増加や健康寿命の延伸といった様々な地域課題の解決や新たな価値の創造につながるものであり、都市拠点等を中心に「ウォーカブルなまちづくり」を推進していきます。

① 多様な活動促進による地域の魅力向上

- 「ウォーカブルなまちづくり」を推進するため、公共空間の再整備を進めるだけでなく、市民や地域の各種団体・事業者等と行政が一体となり、パブリック空間や地域の歴史・文化等の地域資源の利活用を共に検討・実施する官民連携によるまちづくりを推進します。
- また、そのまちづくり活動は一時的なものとしてでなく、地域の日常に落とし込みながら、多様

な人たちの交流促進、地域への愛着やシビックプライドの醸成を図り、まちづくりに携わる人材の育成・発掘につなげ、持続可能なものをめざします。

- なお、まちづくりに直接携わる人たちだけでなく、多様な地域の人たちにとって居心地が良い、出掛けたい、出掛けることができる、滞在空間、回遊空間づくりをめざします。

モビリティ・マネジメント

ひとりひとりの移動が、社会的にも個人的にも望ましい方向に変容することを促す、コミュニケーションを中心とした交通施策。

<具体的な取組み>

- 官民連携エリアプラットフォームの構築及び未来ビジョン策定の推進
- ウォーカブルやエリアマネジメント等に関する専門人材との連携強化(専門家デザイン会議の設置等)
- 都市再生推進法人の指定促進

② グリーンインフラとの掛け合わせによるウォーカブル推進

- 駅周辺を訪れる観光客や来街者の回遊性を高めるとともに、市民も憩え、楽しめる公園、ポケットパークや歩道空間づくり等、公共空間の再整備、利活用を促進し、まちの活性化、にぎわいの創出に努めます。
- 歩きたくなるまちなかの推進に向けた公共空間の再整備、環境整備等については、グリーンインフラを積極的に活用し、日常の滞在・回遊・散策といった機能の確保・強化を図ります。また、雨水流出抑制や雨水利用、景観形成等のグリーンインフラが持つ多面的かつ複合的な機能をあわせて活用し、快適で安全な都市環境の創出やまちの魅力を高めていきます。
- 阪急池田駅周辺や阪急石橋阪大前駅周辺等においては、歩行者が主体となるまちなかの歩いて楽しい回遊・滞在空間の形成に向け、ウォーカブルを推進する拠点、路線となる広場・道路

等の公共空間に隣接、近接する民地の利活用を促すため、滞在快適性等向上区域(ウォーカブル区域)を定めるとともに、一体型滞在快適性等向上事業や歩行者利便増進道路の指定等の制度の適切・円滑な運用に努めます。



<具体的な取組み>

- まちなかウォーカブル推進事業等の事業実施
- 池田市グリーンインフラ推進計画による事業実施
- 滞在快適性等向上区域(ウォーカブル区域)の指定と制度活用の促進
- 一体型滞在快適性等向上事業等の検討

デマンド型交通

バスや電車などのようにあらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのではなく、予約を入れて指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービスのこと。運行方式、運行ダイヤ、発着地の組み合わせにより様々な運行形態が存在します。

力点2

子ども・子育て世代が集まり、暮らしの好循環がうまれる都市づくり

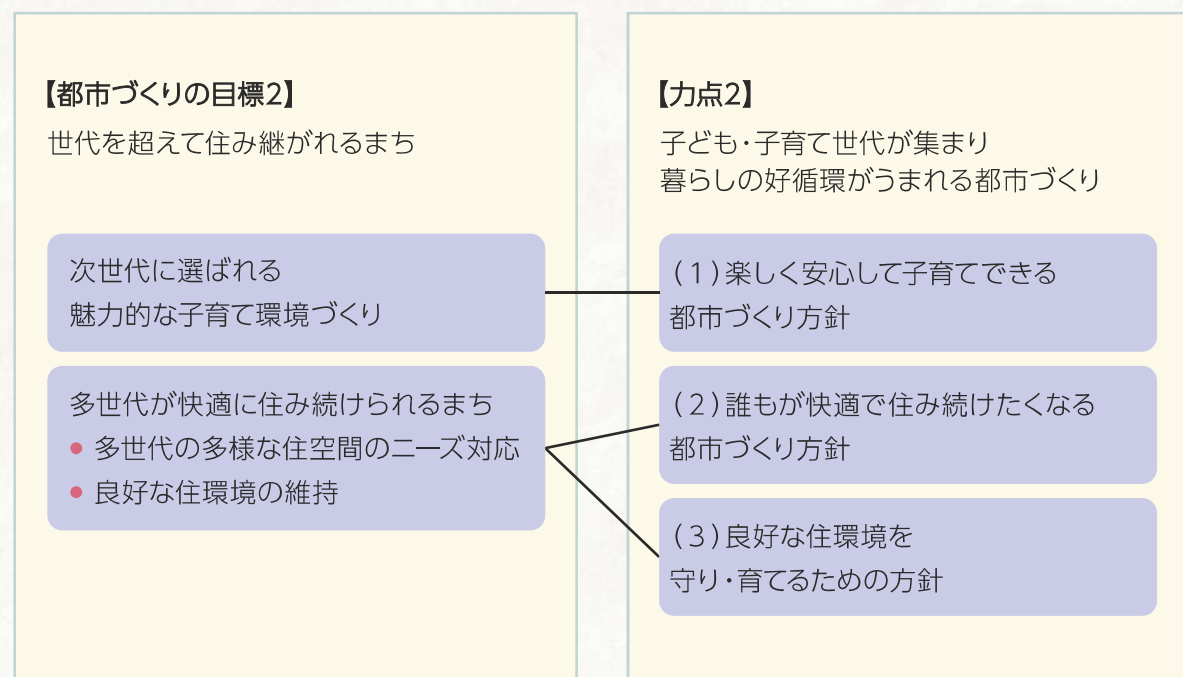
本市は大阪都心部へのアクセスがよく、駅周辺には生活利便施設が集積し、良質な住宅地が広がっているなど、暮らし働きやすい環境となっています。また、良好な教育環境や五月山などの豊かな自然環境など、教育や子育てに適した環境・資源もあります。

こうした環境を背景として実際の住みやすさは評価されているものの、子育て世代の本市への

の流入は増加には至っておらず、本市の都市イメージとして住みやすさが十分に伝わっていないと考えられます。また、周辺市も同様に子育て世代の定住施策にも取り組んでおり、今後、ますます都市間競争が激しくなることも予想されます。子育て世代の流出を抑制して定着を進め、流入を促進するための対策が必要です。

そこで、子ども・子育て世代にとっての住みやすさを向上させることにより、本市に住む子ども・子育て世代の愛着を深めるとともに、市外在住

の子ども・子育て世代からの憧れを高めることで、暮らしの好循環がうまれる都市づくりを力点2として設定します。



▶(1)楽しく安心して子育てできる都市づくり方針

①都市機能・生活利便機能の集積をいかした拠点の充実

- 駅を中心に子育て世帯の暮らしを支える商業・生活サービス・教育・医療等の都市機能・生活利便機能が集積していることから、それらの充実や、駅近で暮らせる賃貸を含む住宅供給などを引き続き促進し、駅周辺での暮らしを支える利便性を維持し、拠点としての魅力向上を図ります。
- 池田駅前に移転した市立図書館、石橋阪大前駅前に整備されたツナガリエ石橋などの文化施設や、小さな子どもを連れて気軽に立ち寄るこ

とのできる遊び場・親の交流の機能などを維持・充実し、学びや交流の拠点づくりを進めます。あわせて、それらの施設を中心周辺のまちなか空間へと拡張させ、子どもたちがまちなかで安心して集い、楽しめる、公共空間の整備・充実を推進します。

- 駅周辺など多くの人が利用する場所において、子連れでも安心して外出できるよう、歩道の段差解消など「池田市バリアフリーマスタープラン」に基づいてバリアフリー化を推進します。

<具体的な取組み>

- 「池田市立地適正化計画」に基づく都市機能(子育てを支える商業・生活サービス・教育・医療機能等)の充実や誘導
- 駅前交流拠点の利活用(池田市立図書館、池田市立市民活動交流センター、ツナガリエ石橋)
- 駅前公共空間において、子ども・子育て世代が安心して利用できる空間の利活用・整備の促進や防犯機能の強化(満寿美公園など)
- 「池田市バリアフリーマスタープラン」で指定した移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の推進



満寿美公園



市民活動交流センター

②子育て環境や教育環境を伸長させるまちづくり

- 子どもの通学環境の安全性を高めるため、学校への通学路での安全・防犯対策をはじめ、通学路等のバリアフリー化・歩道の補修・改良を優先的に推進します。

- 身近な地域の公園において、防犯への配慮や遊具の更新、木陰づくりなどの環境の改善や利活用の促進策を検討し、子どもが安心して遊ぶ場・居場所の選択肢を充実します。また、公園や道路等の公共空間において、ICT技術を活用した利活用の促進や安全性を高め効率的な維持・管理を推進する等、先端技術の活用を検討します。
- 自然環境の豊かさは本市の誇れる資源であり、再整備や民間活力の導入を検討している五月山緑地や、河川敷において「かわまちづくり」を検討する場合などには、グリーンインフラと合

わせて自然と触れ合う体験の機会の創出を促進します。

- 伏尾台では、ほそごう学園の特色をいかした義務教育の展開のほか、伏尾台創生会議2020からの「子育てにやさしいまち」に関する提言に基づき、旧伏尾台小学校では、はぐのさと、スマイルファクトリーの取組みが進められており、地域住民や関係機関とともに子育てや教育面での特徴あるまちづくりを検討していきます。
- 子育てや教育、シティプロモーションなどの施策とも連携を深め、子育てや教育での特徴あるまちづくりを進めます。

<具体的な取組み>

- 通学路等の安全対策や歩道の補修・改良の推進
- 地域の道路や公園などの公共空間の安全・快適性の面での環境改善や利活用促進策の検討
- 民間活力の導入を検討している五月山公園や、かわまちづくりを検討している河川敷などにおける、グリーンインフラと合わせた自然と触れ合う体験の機会の創出促進
- ほそごう学園や旧伏尾台小学校などを活用した子育て・教育面での特徴あるまちづくりの検討
- 子育てや教育、シティプロモーションなどの施策との連携による子育て世代へのプロモーションの推進

▶(2)誰もが快適で住み続けたい都市づくり方針

①多様なニーズに対応した住空間づくり

- 良好な住環境を有する戸建住宅地に加え、駅近の良質で長期的に使用できる民間住宅供給を促進し、多様な生活スタイルのニーズに応えられる住まいの供給を誘導するとともに、家族構成や通学・通勤等の状況に応じた、市内における柔軟な住替えを促進します。
- とりわけ子育て世代をターゲットに利便性の高い駅前に加え、少子高齢化が進む戸建住宅地等の居住・住み替えを促進する施策、多世代交流を促進する施設を導入する施策等を検討します。

- 脱炭素、新型コロナウイルス感染症対策など、住宅・住まいを取り巻く新たな動向に対応して、住宅のバリアフリー化やヒートショック対策を、住宅の省エネ・省CO2化と合わせ促進するとともに、テレワークや在宅学習をしやすい配慮のある住宅等の供給を促進します。また、より多様な働き方を可能にするコワーキングスペースやシェアオフィスなどを駅周辺に誘導し、暮らしの場・子育ての場と働く場が近接する環境づくりを推進します。

リノベーション

既存の建築物に対して改修を加えて用途や機能を変更し、性能を向上させたり付加価値を与えることを指す言葉です。

<具体的な取組み>

- 駅周辺における良質で長期的に使用できる民間住宅ストックの形成や住み替えの促進
- 住宅と合わせて子育てや多世代機能を導入する誘導手法の検討
- 住宅のバリアフリー化やヒートショック対策、住宅の省エネ・省CO2化の促進
- 補助等を活用した、テレワークや在宅学習をしやすい配慮のある住宅等の供給促進や、コワーキングスペースやシェアオフィスの駅周辺への誘導

②住宅ストックのマネジメントの推進

- 「池田市住宅マスタープラン」に位置づけられた住宅施策に基づき、子育て世代から高齢者まで誰もが快適に暮らすことができるように、それぞれのニーズに対応した住宅ストックのマネジメントを進めます。
- 市内の不動産事業者等と連携、協働して、空き家・空き店舗の有効活用やリノベーション、住まい情報の共有や効果的な発信など、官民連携による池田の住まい・住環境向上への取組みを推進します。

- 市営住宅の再編の促進と合わせて、民間賃貸住宅の活用による、住まいのセーフティネットの構築を推進します。加えて、市営住宅における「公的不動産の有効活用(PRE:公的不動産)」を推進し、より魅力的な住環境形成へつなげる事業を検討します。



<具体的な取組み>

- 良質な住宅ストックの適切な維持管理の促進
- 既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備・活性化の推進
- 高経年マンションへの適正な維持管理に向けた働きかけの実施(マンション管理適正化推進計画)
- サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
- 市営住宅の再編の促進と民間賃貸住宅によるセーフティネットの構築推進
- 住まいと合わせた子育て支援等に関する情報発信・取組みの実施
- 市営住宅のPRE(公的不動産)活用の検討
- 住宅のバリアフリー化の促進
- 子育て世帯向け住宅供給の促進
- 住宅マスタープランの重点施策の推進
 - 空家等の適正管理と活用促進
 - 高齢者や障がい者等が暮らしやすい居住支援の促進
- 空家バンク仲介手数料補助、インスペクション補助の実施

▶ (3) 良好な住環境を守り・育てるための方針

① 地区単位でのルールづくり

■ 単位自治会や団地内などで地区の環境を地区住民自らが守り育てるためのルール(例えば建築協定など)を、地区計画などに移行しルールを継続するための取組みを支援します。具体的には都市計画や身近なまちのルールづくりに関連した市民向けの研修の機会づくりを進める

とともに、地域の申し出に応じてまちづくりの専門家の派遣といった支援を推進します。

■ 地域住民によって住環境の保全などに関するルールが定められ、合意形成が図られた場合は、そのルールを担保する手法として地区計画などの制度を活用します

<具体的な取組み>

- 住民主体のまちづくりへの支援(まちづくり活動支援事業等)
- 地区計画などを活用した適切な土地利用の誘導

② 住宅地の環境保全に向けた予防的措置の導入

■ 今後10年の間に住宅地で建て替え・更新が進んでいくことが想定されることから、周辺の住環境が守られるような保全の手だて(予防的措置や対応方策)を図ります。

適正な開発・建築に向けた指導、誘導が可能となる仕組み・体制づくりを検討します。

■ 住宅施策と連携しながら、今後、増加が見込まれる空き家に対しては「第2期池田市空家等対策計画」に基づき、適正管理・活用促進に努めます。

■ 現在、指定されている高度地区の指定効果や課題を検証の上、必要に応じて高度地区の指定見直しを検討します。

■ 大規模な面的整備・土地利用転換が発生する可能性がある地区においては、地域の環境の保全や良好な開発の誘導を図るために、事前に地区計画などの導入を図ります。



■ 農地や工場跡地における宅地の新規開発等に際して、良好な住環境を維持しつつ、周辺の住宅地の住環境を阻害しないよう、また、省エネルギーなど優れた性能を持つ建築物となるよう、

<具体的な取組み>

- 高度地区の指定効果・課題の検証
- 大規模な面的整備・土地利用転換に備えた地区計画などの導入
- 池田市開発指導要綱の見直し等、適正な指導、誘導の仕組み・体制の導入
- 空き家セミナー・相談会の実施、空き家バンク制度の促進

力点3 池田の良好な景観・環境をいかしたグリーン都市づくり

本市は、五月山・猪名川に代表される豊かな自然や、私鉄沿線住宅地の先駆けである室町住宅など、良好な景観を多数有しており、それらの価値をいかしたまちづくりに取り組んでいく必要があります。

もこの考え方に即し、自然資源の持つポテンシャルをいかした都市づくりも推進しつつあり、官民連携などによってその総合的・横断的な取組みを加速させていく必要があります。

「グリーンインフラ」とは、「自然が持つ多様な機能を賢く利用することで、持続可能な社会と経済の発展に寄与するインフラや土地利用計画」と定義されており、自然環境のプラスの価値を引き出すことで、防災・減災、経済振興等の様々な社会課題に貢献する取組みです。本市で

さらに、深刻化する地球環境・エネルギー問題に対して、世界や国の動向も急激に変化しており、本市も脱炭素の都市づくりを進めていくことが重要となってきています。また、環境基本計画の具体化を、環境施策とも連携して取り組んでいく必要があります。

本市が有する良好な景観や豊かな環境を守り、いかすグリーン都市づくりを力点3として設定します。

【都市づくりの目標3】

豊かな緑・景観や環境を将来世代も享受できるまち

緑から新たな価値を創造する都市環境づくり

まちへの愛着や誇りが感じられる景観づくり

本市の価値向上に資する脱炭素都市づくり

将来にわたって持続可能な都市環境づくり

【力点3】

池田の良好な景観・環境をいかしたグリーン都市づくり

(1) 緑・河川をいかした都市づくり方針

(2) 景観をいかした都市づくり方針

(3) 価値向上に資する脱炭素都市づくり方針

(4) 生物多様性の保全による持続的な都市環境づくり方針

▶ (1) 緑・河川をいかした都市づくり方針

- 五月山に代表される本市の緑豊かなイメージを大切に、さらに発展させていくために、「池田市緑の基本計画」で掲げられている緑に関する目標値である、市街化区域における緑被率20%（令和11(2029)年度）の実現に向けて、引き続き五月山の景観の保全と市街地内の緑の保全・創出に取り組めます。
- 猪名川・余野川といった広がりある河川空間も本市の大きな特徴であり、これらの保全及び

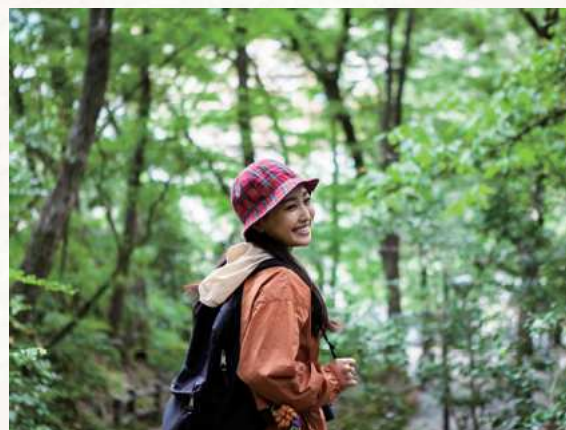
かわまちづくりなども視野に入れた活用に取り組めます。

- 本市の緑の特性をいかし、環境や景観などに配慮した公園・緑地の整備や、公共公益施設の緑化を推進するため、「グリーンインフラ推進計画」を策定し、自然環境が有する多様な機能を活用し、官民連携のもと他分野を横断する課題を解決しながら、計画的な事業実施を図ります。

① 五月山の緑の保全・活用

- 五月山の緑を保全するため、現在指定されている近郊緑地保全区域や風致地区などの法に基づく制度を継続して運用します。また、防災の観点からの樹木の点検、管理を推進します。
- 山麓部で散発的な開発が見られる現状に対応して、五月山景観保全条例の運用の効果などを検証し、必要に応じて景観法等での対応なども検討します。
- 市民ボランティア・市民団体・企業などと連携して、五月山の山林の維持・管理やレクリエーションを協働で進めるしくみづくりや、官民連携による活用に努めます。

- 森林環境譲与税を活用した五月山の緑の保全・活用を推進するとともに、公共施設の木質化等、森林環境保全にも資する多様な取り組みを推進します。



<具体的な取り組み>

- 近郊緑地保全区域、風致地区、五月山景観保全条例の景観保全地区等による北摂山系の緑の保全
- 大径木の伐採や法面保護工の実施などの防災の観点からの管理
- 五月山景観保全条例の運用の効果の検証と景観法での対応の検討
- 五月山の山林の維持・管理を協働で進める仕組みづくり（市民緑地制度の活用、森林環境譲与税の活用など）
- 公共施設等の木質化の推進

② 市内の緑のネットワークの形成

- 市街地内の緑の保全・創出に向けて、公園・緑地に加え道路の街路樹や緑地帯、さらには民有地の緑も含めた市域全体の緑のネットワークの形成に努めます。
- 緑の軸として、国道176号沿道地域において「みどりの風促進区域」の指定に基づき、地区計画を活用して沿道の民有地の緑化の誘導を進めます。
- 緑の軸に接続する道路についても、市街地の緑・里の緑の特性をいかしつつ、街路樹の適切な維持・管理とともに民有地の緑化の誘導や、防災等にも配慮した緑化を進めます。特に、緑豊かな五月山との連たんや、ウォークブル施策とも連携した歩いて楽しい道路景観づくりを重視し、緑豊かなイメージが伸長するような緑の確保を進めます。

- 保存樹木・保存樹林制度による既存樹林地の保全を進めます。



図18 みどりの風の軸のイメージ
(大阪府・みどりの大阪推進計画)

<具体的な取り組み>

- 「池田市緑の基本計画」に基づく緑化施策等の推進
- 「池田市グリーンインフラ推進計画」に基づく拠点となる公園緑地の整備や活用
- 公園・緑地や街路樹などの適正な維持・管理
- 保存樹木・保存樹林への管理助成
- 「みどりの風促進区域」における民有地緑化の促進

③ 市街化区域内に点在する農地の利活用

- 市街化区域内に点在する農地は、生産機能のみならず、環境・景観機能や防災機能など都市において多面的機能を有することから、その利活用に努めます。



<具体的な取り組み>

- 生産緑地地区の指定および特定生産緑地制度の推進
- 市街化区域内農地の防災空間としての確保の手法検討

みどりの風促進区域

海と山をつなぐみどりの太い軸線の形成を通じ、府民が実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や、官民一体となったオール大阪でのみどりづくりを促進するため、道路や河川を中心に、一定幅の沿線民有地を含む区域を大阪府が指定しており、本市においては国道176号及び大阪中央環状線が指定されています。

④ 緑化の推進

- 公共施設においては敷地内緑化や屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化を進めます。
- 「池田市開発指導要綱」によって開発に際しての緑化を義務づけ、緑化協定の締結を行っていることから、引き続きこの制度を運用し、民有地の緑化を誘導します。
- 敷き際（敷地と道路との境界部分）などの敷地内での緑化に加え、屋上緑化や壁面緑化などを推奨し、市街地内での緑の確保を進めます。

<具体的な取組み>

- 公共施設の緑化の推進
- 環境保全条例、開発指導要綱などによる開発等に対する誘導
- 「みどりの風促進区域」における民有地緑化の促進
- 市民による緑化の推進と緑の保全

⑤ 猪名川・余野川等の河川の保全・活用と沿川景観の形成

- 国、大阪府といった河川管理者と連携しながら、猪名川・余野川等の市街地内を流れる河川を保全・活用するとともに、広がりある沿川景観の適切な誘導を進めます。
- 水面や河川敷、堤防などの河川空間は地球温暖化対策にも資する大切な自然空間であり保全・活用するとともに、水質の保全、親水性の確保、河川空間を活用した環境学習などにも取り組むとともに、さらには河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成をめざす「かわまちづくり」の取組みも検討します。
- 広がりある沿川景観を確保するため、沿川に立地する建築物などに対して河川景観に対する配慮を促すとともに、河川管理者が実施する河川整備事業においても配慮を求めます。



猪名川沿いの河川空間



余野川

環境保全条例

本市では同条例により、一定規模以上の宅地開発や工場等の建設、中高層建築物を建築する場合に、市との事前協議、当該事業計画の事前公開、環境保全計画の作成、関係住民への周知説明が義務付けられています。

<具体的な取組み>

- 沿川の緑化など河川の自然空間の保全・活用と環境学習の実施
- 「かわまちづくり」の検討
- 景観計画による沿川景観の誘導
- 河川管理者が実施する河川整備事業への配慮

▶ (2) 景観をいかした都市づくり方針

- 市内に分布する資源をいかして、商業振興や観光などと連携しながら、景観をいかした都市づくりに取組みます。

① 本市独自の景観形成の取組みの推進～景観計画の策定

- 市街地から五月山への眺望や細河地域の田園風景をはじめとする池田市の良質な景観形成・維持を図るため、景観行政団体への移行をめざし、景観計画の策定を進めます。

<具体的な取組み>

- 景観行政団体移行および景観計画の策定と景観条例の制定

② 商業振興・観光と連携したにぎわいの景観形成

- 池田駅北側のエリアに、本市を代表する資源が多く位置することから（落語みゅーじあむ、池田呉服座、池田文庫、逸翁美術館、小林一三記念館、池田城跡公園、五月山公園など）、このエリアを景観上重要な場所として位置づけ、にぎわいがあふれる景観の形成を図ります。
- 商業振興や観光とも連携して、これらの資源を繋ぐまちなかの観光を意識した歩行者ネットワークの形成や拠点整備、商店街における店舗の誘導やリノベーション等を進めるとともに、歴史・文化の薫るまちなみの保全・活用を進めます。
- 駅周辺等において進められる官民連携による都市づくりを基盤に、様々な関係者が調整を図りながら、公共空間の活用やエリアマネジメント等に取り組めます。



サカエマチ商店街の引札屋



カップヌードルミュージアム 大阪池田

<具体的な取組み>

- 池田駅周辺、石橋阪大前駅周辺における官民連携による推進体制の確立とにぎわい・交流等の事業の推進
- 商業振興事業の推進
- 時代に沿った観光の視点を持ち、本市独自の事業を活用した観光施策の展開
- 大阪池田ゲストインフォメーションや池田市観光案内所の運用など、観光・商業振興と連携した来街・回遊の促進やプロモーション

③ 良好な住宅地の景観形成

- 全市的な景観形成の施策推進と合わせて、本市の市街地景観の多くを占める住宅地の景観形成についても取り組んでいきます。
- 私鉄沿線住宅地の先駆けである室町住宅など、古くからの戸建て住宅地のまちなみの保全に向けて、地域住民による自主的なまちなみルールづくりを促すための支援方針に取組みます。
- 自治会・町会単位で地区の環境を地区住民自らが守り育てるための取組み（例えば自主的なルールづくりなど）を支援します。具体的には都市計画や身近なまちのルールづくりに関連した市民向けの研修の機会づくりを進めるとともに、住民主体のまちづくり活動を普及させるため、まちづくりの専門家派遣などの助成制度を活用します。

- 既に建築協定が結ばれている地域や、室町地区の「安全・環境保全についての申し合わせ」や呉羽の里地区の「呉羽の里住宅地桜憲章」、荘園地区の「住みよいまちづくりをめざす荘園憲章」など、地域で自主的にルールを定めている地域では、そのルールの運用の継続を支援するとともに、地域の状況に応じて、地区計画等への移行を支援します。
- 地域住民によって住環境の保全などに関するルールが定められ、合意形成が図られた場合は、そのルールを担保する手法として地区計画などの制度を活用します



池田室町住民憲章の碑



桜憲章が締結された呉羽の里住宅地

住民憲章とは

伝統あるまちなみや住環境を維持していくため、地域の住民の総意により、申し合わせ事項を定めたものです。

<具体的な取組み>

- 景観計画の策定等の動きと合わせた住宅地の景観形成に向けた支援
- 住民主体のまちづくりへの支援(まちづくり活動支援事業等)
- 地区計画などを活用した適切な土地利用の誘導

④ 里地里山の暮らしと一体となった景観形成

- 細河地域の里地里山の暮らしと一体となった田園景観は、都市部にありながら近くで自然に触れられる地域として、本市にとっても貴重な資源であることから、「池田市市街化調整区域まちづくり基本方針」に基づき、市街化調整区域内の無秩序な開発は抑制し、必要と認められる開発・建築行為は市街化調整区域の地区計画等、都市計画法に基づく適切な運用を図ります。
- あわせて、細河地域の田園環境・景観が維持保全されるよう、建築行為を伴わない資材置場

や駐車場等の都市計画法で規制できない土地利用への転換、太陽光発電施設の立地に対する適正な規制・誘導策に向けた取組みを進めます。また、景観法等に基づく制度・手法の活用の可能性について検討していきます。

- 都市部に近い里地里山として進められている多様な地域の取組みと連携しながら、良好な田園景観をいかして地域住民と地域外からの住民との交流を促す、にぎわいと交流のまちづくりを進めます。



五月山と細河の田園景観



植木の苗圃

<具体的な取組み>

- 無秩序な開発の抑制と田園環境の保全
- 環境保全条例、開発指導要綱などによる開発等に対する誘導
- 資材置場や駐車場等に対する適正な土地利用の規制・誘導

建築協定

一定の区域内の住環境の維持・改善等のため、その土地所有者等の総意で、建築基準法の基準以上の建物の建築等のルールを定め、認可を受けたものです。協定の運営は住民主体で行われます。

▶ (3) 価値向上に資する脱炭素都市づくり方針

- 国などの施策に脱炭素・カーボンニュートラルが位置づけられたこと、「池田市環境基本計画(第3次)」の策定を行ったこと等を踏まえ、環境政策とも連携して脱炭素の具体化に向けた取組みを進めます。

① 環境に配慮した建築物の誘導や省エネ・再エネの積極導入

- 民生部門において、太陽光発電施設の導入や敷地内・施設内緑化、ZEB・ZEHやHEMSなど、環境に配慮した建築物の誘導を進めるとともに、公共施設でも率先してZEB化を推進します。
- 本市の温室効果ガスの多くを占める産業部門において、国の動向等に鑑みながら、サプライチェーンも含めた脱炭素化や省エネルギー・再生可能エネルギーの積極導入を促します。
- 大規模な面的整備・土地利用転換が発生する可能性がある地区においては、緑化や景観上の

配慮だけでなく、環境や健康に配慮した建物・住宅の導入、省エネ・再エネ・二酸化炭素の削減につながるエネルギー機器システムの導入など、先進的な環境技術の面的導入を検討します。



<具体的な取組み>

- 太陽光発電システム設置、ごみ減量や省エネルギー事業への補助(脱炭素社会推進事業)
- ZEB・ZEHやHEMS・BEMSの導入促進
- 大規模な面的整備・土地利用転換などがある場合の先進的な環境技術の面的対策導入

② 脱炭素化に向けた取組みとモデル地区の導入

- 国の地域脱炭素ロードマップ等と整合する形で、本市においてもゼロカーボン化をめざした取組みを進めるとともに、脱炭素をめざす先進的な地区(モデル地区)の導入を検討し、徹底した省エネ・再エネの導入を図ります。

<具体的な取組み>

- ゼロカーボンシティの推進
- 地域脱炭素先行エリアの設定検討

③ 運輸部門における公共交通の利用促進やEV化等の推進

- 公共交通が比較的充実している本市において、環境に優しい交通行動を誘発していくために、モビリティ・マネジメントや、カーシェアリング(自動車の共同利用)・シェアサイクル利用などを促進します。
- 自動車の温室効果ガス削減に向けて、自家用車や貨物車などのEVの積極導入を推進します。



<具体的な取組み>

- シェアサイクル、カーシェアリングの利用促進、自転車利用環境整備や交通事業者間の連携
- 自動車、公共交通のEV化等の推進

④ 脱炭素都市づくりに向けた検討・研究

- 国の脱炭素の動向なども参照しながら、市内のCO2排出・吸収状況など脱炭素都市づくりに資する各種指標・データの収集・検討を進めながら、中長期的な都市づくりのあり方について研究を進めます。
- 特に、都市計画と連携した環境施策として、空間情報を活用した再エネ導入ポテンシャルの可視化や、省エネに配慮した建築物の誘導、太陽光発電施設等の効果的な設置の誘導、国事業なども活用した省エネ・再エネ投資の拡大などを積極的に検討します。



<具体的な取組み>

- 脱炭素の推進に向けた各種指標・データの収集・検討と、中長期的な都市づくりのあり方についての研究
- GISなど地理空間情報を活用した脱炭素に向けたポテンシャルの可視化
- 国事業などを活用した再エネ・創エネの利用促進

▶ (4) 生物多様性の保全による持続的な都市環境づくり方針

- 環境基本計画(第3次)の策定等を踏まえ、環境政策とも連携して生物多様性の保全の具体化に向け、市民や子ども等との協働による取組みを進めます。

① 生物多様性保全を意識した環境学習・調査の促進

- 市内に多様な生物の生息環境があることを踏まえ、自然環境を学びのフィールドとして、自然に触れ合いながら生物多様性を学ぶ取組みを推進します。
- 市民や大学等と連携して、市内の緑環境の調査や生物の調査など、市内の生物多様性を調査する取組みを推進します。
- 事業所における環境学習、生物多様性の保全の取組みを促進し、市民や地域との協働や発信に取組みます。



<具体的な取組み>

- 生物多様性をテーマとした環境学習の推進
- 市民が参画する生物多様性学習・調査の推進
- 事業所による生物多様性保全の取組みとの連携など

② 生物多様性保全を意識した土地利用の誘導

- 大規模な面的整備・土地利用転換が発生する可能性がある地区においては、生物多様性保全にも配慮した緑化・生物生息環境の保全、周辺の自然環境との調和などを検討します。

<具体的な取組み>

- 大規模な面的整備・土地利用転換などがある場合の生物多様性保全の取組みの導入



第4章

04

master plan

都市づくりのベースとなるさまざまな方針や取り組みを知ろう

都市づくりを支える 方針と取組み

この章では、総合計画の実施計画やその他の分野別計画、公共施設等総合管理計画との整合を踏まえた上で、都市づくりの力点以外に、本市の都市づくりを推進していくための基礎となる防災都市づくり・土地利用・都市施設の各方針と取組みを示します。

1 防災都市づくりの方針

【基本的な考え方】

- 池田市国土強靱化地域計画、池田市地域防災計画に基づきながら、「減災」をキーワードに、建築物の耐震化・不燃化とともに、防災拠点や避難所、緊急輸送路網などの体系的な整備に継続して取組みます。
- あわせて、市民一人一人の防災意識の啓発に取組むとともに、地域コミュニティで災害に備える体制づくりに継続して取組みます。

▶(1) 防災基盤の方針

① 被害を抑制する「減災」の視点からの防災対策の推進

- 災害に強い都市構造を作るため、地域防災計画に基づき、防災基盤となる緊急交通路、指定避難所、指定緊急避難場所など、災害時に機能する防災空間の体系的な整備に努めます。
- 指定緊急避難場所については共同利用施設等が指定されていますが、耐震性の問題を抱えている施設が多いことから、耐震補強などに順次取組むとともに、施設のバリアフリー化に努めます。
- 不特定多数の人が利用する建築物等についてはユニバーサルデザイン化を促進します。
- 緊急交通路以外の避難ルートや、指定避難所、指定緊急避難場所以外の避難場所の確保に取組みます。
- 既存の都市公園・緑地において防災施設の導入(耐震性貯水槽、備蓄倉庫など)を段階的に進めます。
- 公園などを避難場所として確保が困難な地域については、その周辺に位置する緑地・農地などについて、防災緑地・農地として位置づけ災害時に一時利用できるような防災面での活用の検討を進めます。
- 消火栓や防火水槽など、地域で発生した火災などに対応できる防災設備の設置や耐震化を段階的に進めます。
- 災害に備え、池田市業務継続計画および池田市上下水道BCPに基づいた非常時対応、事前対策計画の訓練等の実施、計画の改善により、減災に努めます。
- 土砂災害特別警戒区域内にある家屋移転・補強に対する補助制度を活用し、土砂災害の防止に努めます。
- 国、大阪府等と連携し、森林の災害防止機能の向上につながる事業を推進します。
- 災害への事前の備えとして、被災後の迅速な復旧・復興に向けた事前復興まちづくりの考え方や取組方針など「復興事前準備」の取組みを進めることを検討します。

② 土木基盤施設における災害予防対策の実施

- 河川・ため池における崩落・流出防止などの水害予防対策や、斜面地におけるがけ崩れ・土石流防止のための対策工などの土砂災害防止対策を着実に実施していくよう働きかけます。
- 国、大阪府等と連携・協働しながら、降雨による浸水の発生を抑制し、浸水による被害を軽減するため、流域的な治水対策を推進します。

③ 災害に備えた適切な維持・管理・更新

更新時期を迎えている道路・橋りょう・上下水道などの都市施設の適切な維持・管理・更新を進めていくとともに、災害時に対する予防策を講じていきます。

ア 道路、橋りょう、公園・緑地の維持・管理・更新

- 道路の整備に関するプログラム等に基づき、道路空間の見直し、橋りょう等の耐震補強等を推進し、道路等の安全性を確保し、災害に強い交通ネットワークの整備を進めます。
- 道路、橋りょうについて、沿道の不燃化や、倒壊物対策、避難路の確保など、延焼防止効果や耐震化の観点も含めながら維持・管理・更新を実施していきます。
- 橋りょうについては、池田市橋梁長寿命化修繕計画に基づく、長寿命化を進めます。
- 既存開設公園については、災害時に避難場所などとして十分に機能できるよう日常の維持管理、公園内の施設の更新を進めます。



イ 上下水道の維持・管理・更新

- 上下水道について、災害時の断水・漏水の防止など、耐震化を考慮し維持・管理・更新を実施していきます。

<具体的な取組み>

- 指定緊急避難場所の耐震補強の実施およびバリアフリー化の推進
- 不特定多数の人が利用する建築物等のユニバーサルデザイン化の促進
- 公園・緑地における防災施設の導入
- 市街地区域内農地の防災空間としての確保の手法検討
- 「池田市業務継続計画」および「池田市上下水道BCP」に基づく減災対策の推進
- 土砂災害特別警戒区域内の家屋移転・補強に対する補助制度の推進
- 立地適正化計画における防災指針の策定
- 復興事前準備計画の策定に向けた検討

- 河川や用排水施設などの適切な維持・管理と災害備蓄の推進
- 整備途上にある河川の重点的な改修の推進
- 治山・治水対策の要望
- 道路や交通安全施設の維持・管理
- 「池田市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく修繕(橋りょう長寿命化事業)
- 「池田市公園施設長寿命化計画」に基づく適正な維持管理
- 施設の長寿命化・耐震化や、財政負担の軽減を考慮した施設の更新
- 下水道ストックマネジメント計画・下水道総合地震対策計画に基づく老朽管渠・下水処理施設の更新及び耐震化の実施
- 上水道施設整備計画に基づく施設の適切な更新・耐震化
- 雨水貯留施設の整備や排水路の改修等の推進
- 上下水道事業の広域化や共同化の検討
- 下水道床上浸水対策計画に基づく整備の推進

▶(2) 市街地形成の方針

① 不燃化の促進

- 大阪府の都市防災に関する方針や市街地の状況等を踏まえつつ、防火・準防火地域の指定を促進し、耐火・準耐火建築物への誘導を図り、市街地の火災の延焼防止、遅延を図ります。

② 耐震化の促進

- 「第2期池田市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、本市の既存民間建築物耐震診断・設計・改修補助制度を活用し、建築物の耐震化を誘導します。特に、広域緊急交通路沿道での耐震化を重点的に進めます。



- 多くの市民が利用する主要な公共施設の耐震化を順次進めます。
- 築40年以上経過している未耐震の建築物は、耐震化ではなく施設の更新又は長寿命化を速やかに検討します。

③ 建物が密集する地域における防災対策の検討等

- 老朽化した建物等が密集し、道路の幅員も狭く、防災上の課題を抱えている地域については、個別建て替えの誘導や狭あい道路の解消などによる防災強化を推進します。
- 地域の実情に応じて耐火・準耐火建築物への建て替えの誘導と、避難場所・避難路等の地区防災施設整備を検討します。
- 空き家については所有者に対する適正管理を働きかけるとともに、特定空家等については助言・指導を行うなど、市街地の防災性向上に資する取組みを進めます。
- ブロック塀、石塀等の倒壊による被害を防止するため、所有者等による自主的な点検や補強に関する啓発を行います。

<具体的な取組み>

- 防火地域・準防火地域の指定拡大
- 一般家庭における住宅用火災警報器の積極的な設置促進等
- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた支援策等の検討
- 指定緊急避難場所の耐震補強の実施
- 耐震診断・改修の補助の実施(既存民間建築物耐震診断・改修・設計補助事業)
- ブロック塀等による倒壊被害の防止のための啓発等
- 石橋阪大前駅周辺における防災力強化等に向けた調査、検討の実施

▶ (3) 防災まちづくりの方針

① 防災に関する市民意識の向上・啓発活動の推進

市民が日頃から災害に備え、それぞれの地域において自主的に防災活動を推進していくための意識の向上・啓発活動を進めます。

ア 自主防災組織等の充実・強化

- 各地域で自主防災組織の組織化を促すとともに、自主防災組織や消防団など地域が主体となった防災訓練活動などを充実させていきます。
- 自主防災組織のリーダー研修を受講する機会を設けるなど、防災に携わる人材の育成と自主防災組織の強化を図ります。

イ 啓発活動の推進

- 浸水想定見直し等に応じたハザードマップの更新に対応するとともに、防災講座などを活用した、防災関連情報の周知と防災意識の向上を図ります。
- 狭あい道路を有する地区においては、緊急車両の通行等を妨げないよう一人ひとりが道路に面する私有地部分に物を占拠しないよう働きかけます。

ウ 事業所との連携の推進

- 企業の防災計画の策定支援、防災訓練への参加促進など地域の防災活動への協力・参画を推進します。

防火地域・準防火地域

地震等の災害が発生した時に市街地の火災の延焼被害を防ぐこと等を目的に都市計画で定められる地域です。地域内で建物を建築・増改築する際に外壁や軒裏、窓などを燃えにくいものにしていただくことで、まちの防火性を高めていきます。

② 地域の防災力向上に向けた各種取組

- 地域の防災力向上に向けた各種取組の支援、検討を行います。

<具体的な取組み>

- 自主防災組織の育成と防災リーダーの養成
- 自主防災組織と消防団の連携強化
- 池田市ハザードマップの定期的な見直しと活用
- タイムライン(防災行動計画)の作成支援
- 防災の意識向上のための事業(防災講座など)の実施
- 企業の事業継続計画の策定支援
- 防災協定の締結など事業所との連携方策の推進
- 福祉施設等における避難確保計画の策定支援
- 老朽化した消防庁舎の建替移転等の検討



2 土地利用の方針

【基本的な考え方】

- 五月山の緑、猪名川・余野川の清流によって形作られた、都市的土地利用と農業的土地利用がバランスよく共存するまちをめざします。
- 大阪都心の近郊に位置する高い利便性、自然環境が身近な、快適な生活環境をはじめ、鉄道駅周辺に商業・業務機能が集積しているといった本市の特性をいかし、便利で快適で暮らしやすいコンパクトなまちをめざします。
- 災害に備えた安全・安心なまちづくりを進めるとともに、自然、歴史・文化、景観などの他にない資源をいかすことで、価値が向上するまちをめざします。

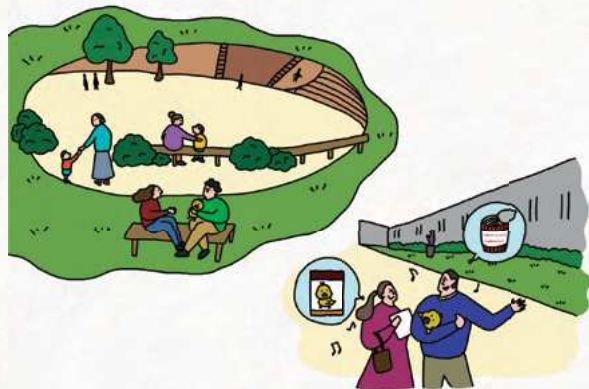
▶(1) 住居系の方針

① 現在の住居系土地利用の維持

- 住居系市街地については、現在の住環境の維持を基本として、引き続き環境保全条例、開発指導要綱などによる適切な開発等の誘導を進めます。
- 「池田市立地適正化計画」に基づき、浸水・土砂災害のリスクが高いエリアの周知を行いながら、居住誘導区域への開発・建築行為の誘導を図ります。

② 生活拠点への生活支援機能の維持・誘導

- 概ね中学校区の範囲を、日常生活を支える圏域として設定し、校区の特性に応じた生活機能や交通結節機能が集積した生活拠点への生活支援機能(日用品や食料品等の店舗、診療所など)の維持・誘導を図ります。
- 機能の誘導にあたっては、必要に応じて地区計画などの手法を活用するとともに、地域が主体となった取組み(例:空き店舗・施設の活用など)の支援を行います。
- 機能誘導が困難な場合においては、民間の移動販売等を活用しながら暮らしの利便性を担保する方策等についても検討します。



③ 住宅地の環境保全に向けた予防的措置の導入

- 今後10年の間に住宅地で建て替え・更新が進んでいくことが想定されることから、周辺の住環境が守られるような保全の手だて(予防的措置や対応方策)を図ります。
- 現在、指定されている高度地区の指定効果や課題を検証の上、必要に応じて高度地区の指定見直しを検討します。
- 大規模な面的整備・土地利用転換が発生する可能性がある地区においては、地域の環境の保全や良好な開発の誘導を図るために、事前に地区計画などの導入を図ります。
- 住宅施策と連携しながら、今後、増加が見込まれる空き家に対しては「第2期池田市空家等対策計画」に基づき、適正管理・活用促進に努めます。

④ 老人福祉センター等の機能更新

- 敬老会館(老人福祉センター)、養護老人ホーム・白寿荘は、昭和40年代後半に整備されており、各施設の老朽化が進んでいますが、高齢者の生きがい活動、社会参加のための取組みの充実が求められています。
- これら老人福祉センター等施設については、将来を見据えた公共資産経営の方向性及びその支援体制の構築を目的に、地域住民が安心して利用できる場所として、公園等の周辺施設も含めた一帯の福祉施設の整備や魅力あるサービス提供の検討を進めます。

<具体的な取組み>

- 環境保全条例、開発指導要綱などによる開発等に対する誘導
- 「池田市立地適正化計画」に基づく居住誘導
- 地域による取組みへの支援
- 民間の取組みとの連携(移動販売サービスなど)
- 高度地区の指定効果・課題の検証
- 大規模な面的整備・土地利用転換に備えた地区計画などの導入
- 空き家セミナー・相談会の実施、空き家バンク制度の実施
- 公園等周辺施設も含めた一帯の福祉施設「敬老の里」整備の検討

▶(2) 商業系の方針

① 商業系土地利用の維持

- 鉄道駅周辺や近隣センターを中心に指定されている都市機能誘導区域において、引き続き商業機能を維持し、市内での過度な分散を抑制します。
- 駅周辺に様々な公共公益施設、生活利便施設がコンパクトに集積している特性をいかして、多



様な都市機能や生活利便性を享受できるまちなか居住を促すため、駅周辺における官民連携によるウォークラブルな都市づくりを推進します。

② 幹線道路沿道における適切な土地利用の誘導

- 国道171号・176号、大阪中央環状線など広域を結ぶ幹線道路については沿道の商業系土地利用などの適切な誘導を進めるとともに、後背地の環境への配慮を求めます。
- 緑の軸として、国道176号沿道地域において「みどりの風促進区域」の指定に基づき、地区計画を活用して沿道の私有地の緑化の誘導を進めます。
- 細河地域については、新名神高速道路「箕面とどろみIC」、「川西IC」が供用開始されたことによるアクセス性の向上、園芸農業従事者の高

齢化や担い手不足等による耕作放棄地や農地転用の増加等、周辺環境の変化が見られることから、「池田市市街化調整区域まちづくり基本方針」に基づき植木園芸産業の振興に努め、自然環境・景観や農業との調和を図りながら、国道423号・173号の沿道については、幹線道路沿道の立地をいかした地域の活性化策のため、地区計画などを活用した土地利用を誘導することにより、本市北部の「都市軸の交流・連携」の中心となるよう、取組んでいきます。

<具体的な取組み>

- 立地適正化計画等に基づく都市機能の誘導・更新の促進
- 駅周辺の官民連携によるまちなかウォークアブルの推進
- 用途地域による誘導及び国道沿道の用途地域の見直し検討
- 「みどりの風促進区域」指定に伴う地区計画による私有地緑化の促進
- 地区計画などの活用による幹線道路沿道のポテンシャルをいかした土地利用の誘導

▶ (3) 工業系の方針

① 工業系土地利用の保全と住工調和の推進

- 大規模で位置する工業系の土地利用については引き続き保全し、本市の産業を牽引するための操業環境の確保を進めます。
- 新規の工場の立地や既存の工場・事業所の拡張にあたっては、隣接地との調和を誘導するため、開発時の指導を行うほか、地区計画や特別用途地区などの導入を進めます。
- 大阪中央環状線沿道の豊島北交差点付近においては、交通の結節点となっており、隣接する大規模工場敷地と一体的な土地利用を形成していることから、工業系土地利用を誘導すべく、



準工業地域への用途変更を検討します。あわせて工業系以外の用途を制限するとともに緑地の確保等、隣接地との配慮を誘導する地区計画の導入を図ります。

- 住宅と工場が密に混在している地区においては、環境問題など地区の実情に応じて地区計画の活用などによる住工の調和に向けた誘導を進めます。

② 大規模な土地利用転換に際しての予防的措置

- 工場の移転などにより大規模な土地利用転換が発生する場合は、地域の環境の保全や良好

な開発の誘導を図るために、事前に地区計画などの導入を図ります。

③ 産業の集積、産業用地の創出

- 生産施設の拡張や操業環境の改善に向けた市内の製造業の移転や、新規立地を図る際の適地の確保が困難な中、地域産業の振興を図るため、大阪国際空港周辺において、広域的な交通の要衝としての利点をいかし、運輸・流通や空港関連施設などの施設の集積を図ります。
- 国・大阪府・伊丹市や豊中市などの周辺自治体、関西エアポート株式会社と連携し空港関連施設の誘致や周辺地域の整備などに取組みます。

- 空港官舎の跡地利用とそれに隣接する低・未利用地の有効利用について、地域のポテンシャルをいかし、地域に相応しい適切な機能が導入され、また、良好な都市環境を形成するため、地区計画などによる適切な土地利用の誘導を図ります。

<具体的な取組み>

- 用途地域による誘導
- 環境保全条例、開発指導要綱などによる開発等に対する誘導
- 「池田市市街化調整区域における地区計画ガイドライン」に基づいた地区計画の活用
- 大規模な土地利用転換に備えた地区計画などの導入
- 民間事業者への産業機能誘致の働きかけ

▶ (4) 保全系の方針

① 計画的な土地利用の誘導と骨格を形成する自然環境の保全

- 無秩序な開発を抑制し、計画的な土地利用を誘導するとともに、北部の田園環境を保全します。
- 本市の骨格を形成する北摂山系(五月山)・猪名川・余野川等の自然環境を保全します。

② 田園環境の保全と開発・建築行為の周辺環境との調和

- 細河地域の里山の暮らしと一体となった田園環境は、都市部にありながら近くで自然に触れられる地域として、本市にとっても貴重な資源であることから、「池田市市街化調整区域まちづくり基本方針」に基づき、市街化調整区域内の無秩序な

開発は抑制し、必要と認められる開発・建築行為は市街化調整区域の地区計画等、法に基づく適切な運用を図るとともに、開発・建築行為に際して緑化などを進め、周辺の田園環境との調和を進めます。

<具体的な取組み>

- 無秩序な開発の抑制と田園環境の保全
- 近郊緑地保全区域、風致地区、五月山景観保全条例の景観保全地区などによる北摂山系の緑の保全
- 国管理の猪名川、大阪府管理の余野川、その他市管理河川の自然環境の保全
- 景観行政団体移行および景観計画策定に向けた検討
- 環境保全条例、開発指導要綱などによる開発等に対する誘導
- 「池田市市街化調整区域における地区計画ガイドライン」に基づいた地区計画の活用
- 「池田市市街化調整区域まちづくり基本方針」に基づく適切な土地利用の保全と誘導



風致地区

良好な自然的景観を形成している区域の都市環境の保全、風致を維持するために定められる地区で、本市では、「鼓ヶ滝・池田山・待兼山」の3地区を指定しています。指定された地区では、建築物の建築やその他工作物の建設、樹木の伐採などに一定の制限が加えられます。

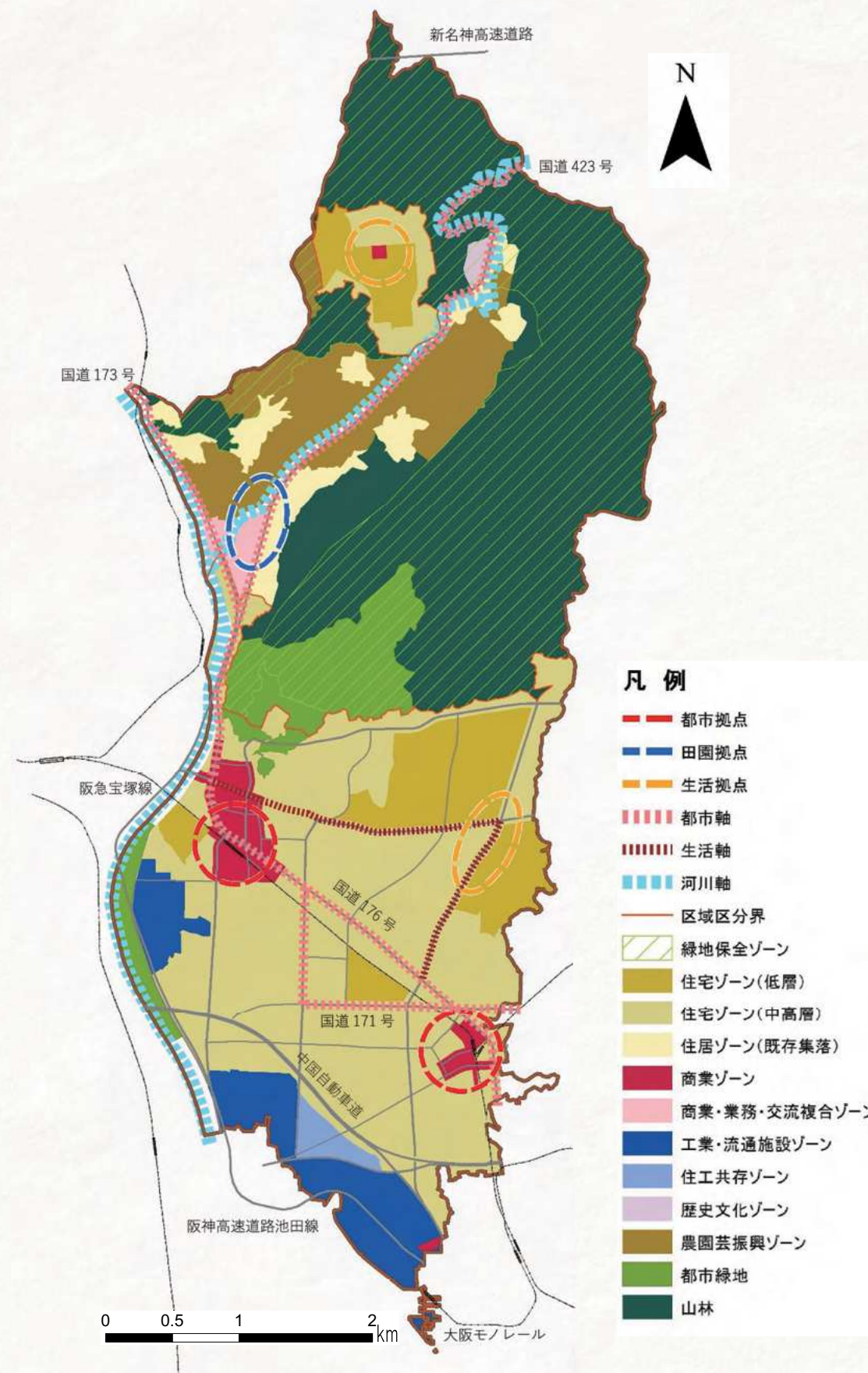


図19 土地利用方針図

3 都市施設の方針

【基本的な考え方】

- 道路、鉄道・駅前広場・駐車場、公園・緑地、上下水道・河川、その他の公共施設などの都市施設について、それぞれの事業計画に即して必要性や効果、地域の事情、財政的な制約、全市のバランスや都市施設間の関係などを総合的に考慮した優先付けをした上で、適切に整備を行います。
- 整備済みの都市施設については、順次老朽化が進んでいくことから、今後、適切な維持・管理や長寿命化の取組みを適切に進めていく、ストックマネジメントに取組みます。
- 公共施設については、今後将来世代に大きな負担を残さず持続可能な、また地域の魅力を引き出し、にぎわいを創出するようまちづくりを実現するために、「公共施設等マネジメント基本方針」に基づき、効率的保全、適正配置、有効活用の3つの観点に沿った具体的な施策に取組みます。
- 整備が難しいと判断される場合においては、事業計画の見直しのほか代替機能の確保に向けた検討を行います。
- 市民・事業者との協働による都市施設の維持・管理(アドプト活動ほか)を進めます。

▶(1) 道路の方針

① 広域幹線道路の整備の促進

- 生活圏(全市)をネットワークする広域幹線道路として、国道423号については狭隘な道路幅員および急峻な道路線形が依然として課題であり、引き続き道路拡幅やバイパスの整備促進を働きかけます。

② 市内幹線道路の改良・維持・管理の推進

- 広域幹線道路と接続し、都市核や生活拠点など日常生活圏(概ね中学校区程度)のネットワークを形成する市内幹線道路については、必要性等の観点から都市計画道路の見直しを行いつつ、真に必要な道路について、歩道などの改良を進めるほか、適切な維持・管理・補修を行い、円滑な交通の確保に取組みます。
- 地域の安全・安心な道路網を確保するため、池田市橋梁長寿命化修繕計画に基づき老朽化した橋りょうの長寿命化に取組みます。

③ 生活道路の狭あい部分の解消

- 近隣生活圏(小学校区)のネットワークを形成する市民生活に直結する生活道路については、特に防災上の観点から狭あいな部分の解消を沿道の土地所有者との協力のもとで進めます。
- 沿道の市民・事業者と連携した維持・管理活動(アドプト活動など)に取組みます。

<具体的な取組み>

- 国道423号の整備に向けた国、大阪府への働きかけ
- 都市計画道路の見直し
- 菅原新町線、満寿美猪名川線の整備
- 市内幹線道路のバリアフリー化
- 道路や交通安全施設の維持・管理
- 「池田市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく修繕(橋りょう長寿命化事業)
- 市民・事業者などと連携した維持・管理活動(アドプト活動など)の実施
- 私有地後退部分の寄付等への助成(狭あい道路整備促進補助事業)



▶(2) 公共交通の方針

① 市全体の交通ネットワークとターミナル機能の維持

- バスを中心とした公共交通による市域全体の交通ネットワークと、周辺から本市へとアクセスする広域の交通を担う池田・石橋・空港都市核のターミナル機能を今後とも維持していきます。
- モビリティ・マネジメントの推進による多様な公共交通手段の確保と利用増進を進めます。
- 「池田市バリアフリーマスタープラン」に基づき、「池田市バリアフリー基本構想」の改定を行うとともに、重点整備地区に位置づけられている池田駅周辺、石橋阪大前駅周辺においては引き続きバリアフリー化に努めます。

② 生活拠点を結ぶ交通ネットワークの維持

- 都市拠点と生活拠点、あるいは生活拠点同士を結ぶ、バスなどの公共交通を軸とした交通ネットワークを維持し、拠点周辺の地域の利便性を確保します。
- 生活拠点近傍については、「池田市バリアフリーマスタープラン」に基づき、歩道の改修、バリアフリー化、自転車利用環境整備などを図り、拠点へのアクセスの向上に努めます。

③ 脱炭素社会の実現に向けた環境負荷低減に寄与する交通体系の構築

- 脱炭素社会の実現に向けて交通が果たすべき役割は大きいことから、環境負荷の低減に寄与する交通体系の構築を進めます。
- シェアサイクル等の環境負荷の低減に寄与する取組みを促進するとともに、自転車の利用しやすい交通環境の整備などに努めます。



<具体的な取組み>

- 鉄道・バスを中心とした公共交通ネットワークの維持、自転車等を含めた総合交通体系の構築
- シェアサイクルの継続的な実施と利用促進
- 「池田市バリアフリー基本構想」の改定
- 重点整備地区におけるバリアフリー化の推進と、道路管理者・交通事業者への働きかけ
- コミュニティバス、デマンド型交通など地域に密着した交通のあり方の導入検討
- 生活拠点近傍における歩道改修、バリアフリー化の推進



▶ (3) 公園・緑地等の方針

① 公園・緑地の計画的な整備による水と緑のネットワークの形成

- 都市計画公園・緑地については、防災性の向上をはじめ、ストック効果も多様です。その必要性や効果、地域の事情、財政的な制約、全市のバランスなどを総合的に考慮した整備の優先付けを行った上で必要な整備を進め、公園・緑地等の緑化空間を活用した水と緑のネットワークの形成に努めます。
- 未開設公園については、地域の現状や社会情勢の変化に照らし合わせ、その必要性を検討し、段階的な整備を進めるとともに、必要に応じて見直しを行います。

② 都市公園の機能と配置の再編、長寿命化の推進による適切なストック効果の活用・維持

- 都市公園においては、地域住民のニーズを反映し、地域単位で複数の公園によって各々テーマを決め、機能分担を図ることや統廃合することで集約化を図ることなど、利用者満足度の向上と維持管理コストの削減に努めます。
- 公園整備、更新に際しては、地域住民のニーズを汲みつつ、整備後の地域主体の維持管理のあり方も見据えた検討を行います。また、環境・防災・健康・レクリエーション・歴史・文化・賑わい創出などさまざまな用途を活用できるように計画的に整備を進めます。
- 整備済みの公園・緑地の適切な維持・管理のため、池田市公園施設長寿命化計画に基づき、遊具その他公園施設の長寿命化を進めます。

③ 協働による維持・管理の推進

- 地域住民や事業者などと連携し、管理計画段階から参画し、維持管理までの公園づくりに取り組めるよう、暮らしの中での関わりを育むような維持・管理の活動(アドプト活動など)に取組めます。
- 五月山緑地については、人口減少・高齢化、市民ニーズの多様化といった環境の変化に対応するため、民間活力の導入、民間の運営ノウハウを活用し、施設の効率的かつ効果的な管理・運営を図ります。

④ 災害に備えた防災基盤の充実・強化

- 既存の都市公園・緑地において防災施設の導入(耐震性貯水槽など)を段階的に進めます。
- 災害時に避難場所などとして十分に機能できるように日常の維持管理、公園内の施設の更新を進めます。

<具体的な取組み>

- 都市計画公園・緑地の見直し
- 都市公園ストック再編事業計画に基づく都市公園の機能と配置の再編
- 「池田市グリーンインフラ推進計画」に基づく拠点となる公園緑地の整備や活用
- グリーンインフラやウォークアブルな観点に立った官民連携による公園整備の検討
- 「池田市公園施設長寿命化計画」に基づく適正な維持管理
- 市民・事業者などと連携した維持・管理の活動(アドプト活動など)の実施

▶ (4) 河川・水路等の方針

① 河川・水路の計画的な維持・管理による水と緑のネットワークの形成

- 河川・水路については、水辺空間及び沿川の緑化空間を活用した水と緑のネットワークの形成に努めます。
- 国、大阪府といった河川管理者と連携しながら、猪名川・余野川などの市街地内を流れる河川を保全・活用するとともに、広がりある沿川景観の適切な誘導を進めます。

② 協働による活用や「かわまちづくり」の推進

- 地域住民や事業者などと連携し、暮らしの中での関わりを育むような維持・管理の活動(アドプトリバー活動など)に取組めます。
- さらには河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成をめざす「かわまちづくり」の取組みも検討します。
- 水面や河川敷、堤防などの河川空間は地球温暖化対策にも資する大切な自然空間であり保全・活用するとともに、水質の保全、親水性の確保、河川空間を活用した環境学習などにも取組めます。

<具体的な取組み>

- 景観計画による沿川景観の誘導
- 河川管理者が実施する河川整備事業への配慮
- 沿川の緑化など河川の自然空間の保全・活用と環境学習の実施
- 市民・事業者などと連携した維持・管理の活動(アドプトリバー活動など)の実施
- 「かわまちづくり」の検討

▶(5) 上下水道の方針

① 上水道施設の計画的な更新と安全で安定した水の供給

- 上水道は市全域で整備済みであり、主要施設や設備が順次更新時期を迎えていることから、上下水道事業経営戦略に基づく経営基盤の強化を図りつつ、老朽化した施設や設備の更新・耐震化を進めながら安定的かつ良質な水道水の供給に努めます。

② 下水道施設の更新の推進と処理機能の充実、資源の有効利用

- 下水道は着実な更新を進めるとともに、主要施設や設備が順次更新時期を迎えていることから、上下水道事業経営戦略に基づく経営基盤の強化を図りつつ、公共用水域の水質保全と浸水被害の軽減に取り組めます。
- 汚水については市全域の整備が概成したことから、今後は老朽管渠の計画的な更新事業と重要な管路の耐震化に努めます。また、引き続き合流式下水道の分流化を進めます。
- 雨水については、近年の気候変動等によるゲリラ豪雨の発生による浸水被害への対応が求められています。また、公共施設や民間施設への雨水流出抑制施設の設置を継続して要請し、猪名川流域総合治水対策を進めます。
- 下水処理場については、施設の長寿命化や更新・耐震化を進めるとともに、大阪湾流域別下水道整備総合計画の放流水質基準を達成し、公共用水域の水質保全に努めます。また、循環型社会に対応した資源の有効利用を引き続き進めます。

<具体的な取組み>

- 上水道施設整備計画に基づく浄水・送配水施設の更新及び耐震化の実施
- 安定的な送水を可能とするためのリダンダンシーの確保
- 水質監視体制の強化や水質検査体制の充実
- 施設の長寿命化や、財政負担の軽減を考慮した施設の更新
- 下水道ストックマネジメント計画・下水道総合地震対策計画・耐水化計画に基づく老朽管渠・下水処理施設の更新及び耐震化及び耐水化の実施
- 合流式下水道の分流化の推進
- 下水道床上浸水対策計画による浸水被害対策事業の実施
- 下水汚泥の有効活用

▶(6) その他の都市施設の方針

① ごみ焼却場・火葬場の計画的な維持・管理等の推進

- 本市のごみ焼却場、火葬場は市内に1カ所ずつあり、引き続き施設の計画的な維持・管理を行い、適正な施設運営を進めます。



- とりわけ、ごみ焼却場については、施設の耐用年数を超過していることから、その更新のあり方について速やかに検討し、必要に応じて都市計画施設の計画変更等を行います。

- 施設から出る排熱の利用など、施設を有効利用したエネルギー効率を高める観点からの都市づくりを検討します。

② 教育施設や会館などその他公共施設の耐震化等の推進

- 認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、保育所といった教育施設や社会福祉施設、各地域の会館などの公共施設については、計画的な施設の更新、耐震化や緊急時の備蓄機能の確保と市民の安全性の確保に努めます。



③ 大規模公共施設の更新等の検討

- 市庁舎、文化会館、市立池田病院など、建設時から一定の年月を経た大規模な公共施設において、公共施設等総合管理計画、またそれに基づき施設ごとの実施方針を示した個別施設計

画、さらには公共施設等マネジメント指針に基づき、計画的な維持・保全を図りつつ、来るべき更新時期を見据えた検討を行います。

④ 社会福祉施設・医療施設の適正立地の誘導

- 今後ニーズの高まりが見込まれる社会福祉施設・医療施設の適正な立地、老朽化が進む既存施設の計画的な更新、集約化を図り、持続可能なコンパクトな都市構造の実現に努めます。

- 老人福祉センター(敬老会館など)などを核とする「敬老の里」周辺地域の活性化を図るため、公園等の周辺施設も含めた一帯の福祉施設の整備等に取り組めます。

⑤ 消防庁舎等の整備に向けた検討

- 本市の防災拠点である消防庁舎や消防団施設について、老朽化が著しく早期に対応が求められることから、市民の安全・安心確保の観点

から、施設改修および建替移転の両面からの検討を進めます。

<具体的な取組み>

- 公共施設の適正な管理・運営・修繕の推進
- ごみ焼却場(クリーンセンター)のあり方の検討
- 環境基本計画に基づく脱炭素社会の実現に向けた方策の検討
- 公共施設の耐震化の推進
- 予防保全の観点による公共施設の中長期改修計画の立案
- 大規模公共施設における更新時期を見据えた検討(再配置手法の可能性検討)
- 公園等周辺施設も含めた一帯の福祉施設「敬老の里」整備の検討
- 老朽化した消防庁舎の建替移転等の検討

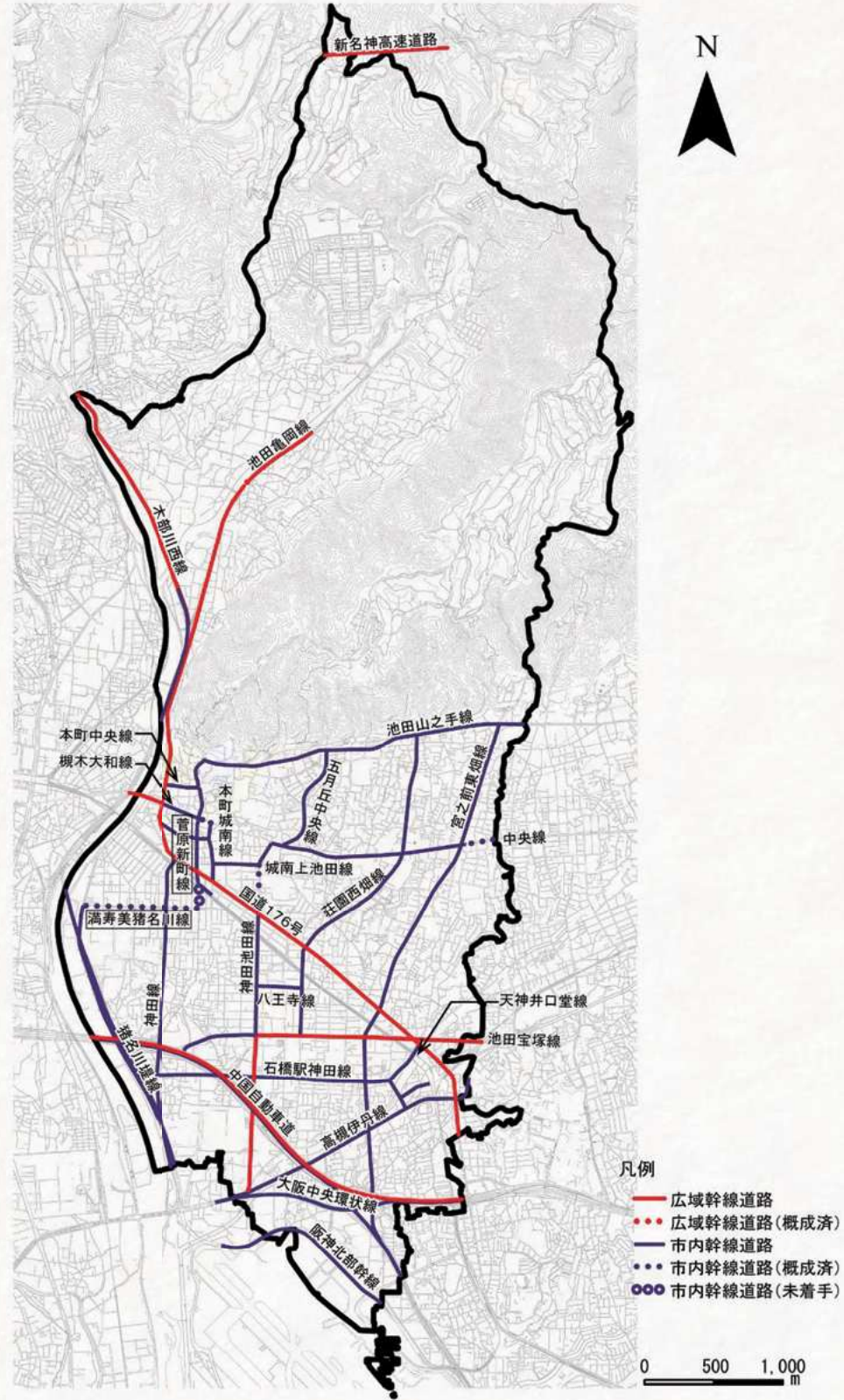


図20 都市施設(都市計画道路)の現況図(路線名枠囲みは整備予定路線)

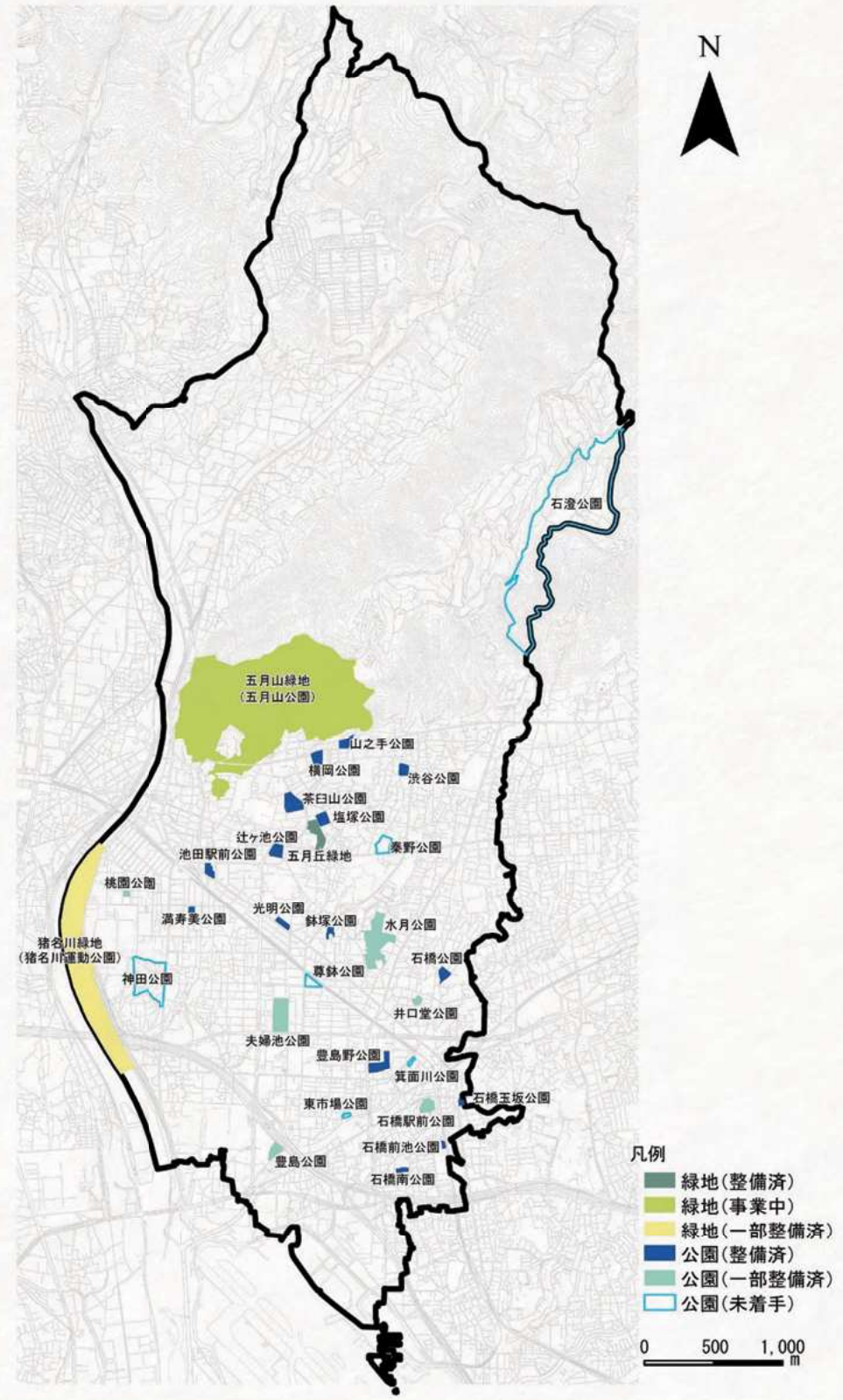


図21 都市施設(公園・緑地)の現況図